

平成30年 6 月宮崎県定例県議会  
環境農林水産常任委員会会議録  
平成30年 6 月20日～21日

場 所 第4委員会室

平成30年6月20日(水曜日)

計画について

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成30年度宮崎県一般会計補正  
予算(第1号)

○議案第14号 民事非訟事件の和解について

○議案第15号 平成30年度宮崎県一般会計補正  
予算(第2号)

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ・平成29年度宮崎県繰越明許費繰越計算書(別紙3)

・平成29年度宮崎県事故繰越し繰越計算書(別紙4)

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・宮崎県新エネルギービジョンの見直しについて
- ・新たな森林経営管理制度及び森林環境譲与税(仮称)等について
- ・平成29年度「大気、水質等の測定結果」について
- ・平成30年度海水浴場水質調査結果について
- ・山地災害危険地区の再点検について
- ・「みやざき林業大学校」の開講に向けた取組について
- ・スギ素材(丸太)生産27年連続日本一について
- ・平成29年度の農畜水産物の輸出実績について
- ・新規就農者の確保・育成の状況について
- ・農地中間管理事業の実施状況について
- ・宮崎県農村地域への産業の導入に関する基本

出席委員(7人)

委員 長	二見 康之
副委員 長	野崎 幸士
委員	濱 砂 守
委員	西村 賢
委員	高橋 透
委員	重松 幸次郎
委員	来住 一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	甲斐 正文
環境森林部次長 (総括)	福嶋 清美
環境森林部次長 (技術担当)	福満 和徳
環境森林課長	城戸 竹虎
みやざきの森林 づくり推進室長	美戸 司
環境管理課長	富山 典孝
循環社会推進課長	蕪 美知保
自然環境課長	黒木 哲郎
自然公園室長	大岩根 充明
森林経営課長	日高 和孝
山村・木材振興課長	三重野 裕通
みやざきスギ 活用推進室長	田原 博美
林業技術センター所長	廣津 和夫
木材利用技術 センター所長	下沖 誠
工事検査監	長友善 和

農政水産部

農政水産部長	中田哲朗
農政水産部次長 (総括)	野口和彦
農政水産部次長 (農政担当)	坊菌正恒
農政水産部次長 (水産担当)	毛良明夫
畜産新生推進局長	大久津浩
農政企画課長	鈴木豪
中山間農業振興室長	小倉久典
農業連携推進課長	外山直一
みやざきブランド 推進室長	日高義幸
農業経営支援課長	牛谷良夫
農業改良対策監	巢立幸彦
農業担い手対策室長	徳留英裕
農産園芸課長	菓子野利浩
農村計画課長	浜田真郎
畑かん営農推進室長	酒匂芳洋
農村整備課長	盛永美喜男
水産政策課長	福井真吾
漁業・資源管理室長	林田秀一
漁村振興課長	外山秀樹
漁港漁場整備室長	大森高広
畜産振興課長	谷之木精悟
家畜防疫対策課長	三浦博幸
工事検査監	中山俊行
総合農業試験場長	甲斐典男
県立農業大学校長	長友博文
水産試験場長	田中宏明
畜産試験場長	花田広

○二見委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○甲斐環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、先日は、環境森林部関係の施設や、えびの市長江川につきまして調査をいただき、まことにありがとうございました。

特に、長江川等の白濁問題につきましては、環境森林部としても、硫黄山・河川白濁対策協議会等において、関係機関と連携しながら対策を講じていくこととしております。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております環境農林水産常任委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います。

本日の説明事項は、提出議案が3件、報告事項が2件、その他報告事項が7件であります。

まず、Iの予算議案といたしまして、議案第

事務局職員出席者

議事課主幹	木下節子
議事課主任主事	三倉潤也

1号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」及び議案第15号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」についてであります。

これにつきましては、後ほど説明いたします。

次に、Ⅱの特別議案といたしまして、議案第14号の県有地の賃貸借契約に係る民事非訟事件の和解について、説明いたします。

次に、Ⅲの報告事項は、平成29年度繰越明許費及び平成29年度事故繰越しにつきまして、報告するものであります。

Ⅳのその他報告事項は、宮崎県新エネルギービジョンの見直しについてなど、7項目を報告いたします。

それでは、1ページをお開きください。

1の歳出予算集計表(課別)についてであります。

この表は、議案第1号及び議案第15号に関する歳出予算を課別に集計したものでございます。

議案第1号は、国の補正予算に伴いまして、海岸漂流物等の回収・処理や、再造林を推進するため、伐採から植林までの一貫作業及び路網整備を支援するために補正するものであります。

議案第15号は、霧島山火山活動対策として、長江川・川内川水系の水質監視強化や、その改善策の検討のために必要な経費を補正するものであります。

この結果、今回の補正では、一般会計で、表の中ほど、補正額Bの列の小計の欄にございまして、1億4,713万1,000円の増額を願っておりまして、補正後の一般会計予算額は、補正後の額Cの列の中ほどの小計にございまして、213億3,245万2,000円となります。

この結果、補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、同じくCの列の一番下、合計欄にありますとおり、225億8,193万1,000

円となります。

次に、2の債務負担行為補正(追加)についてであります。

これは、森林経営課が所管しております地方創生道整備推進交付金事業につきまして、平成31年度までの期間で、限度額2億7,300万円、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長、室長が説明申し上げますので、よろしく願いたします。

**○蕪循環社会推進課長** お手元の歳出予算説明資料の19ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、273万円の増額を願っております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、19億6,309万2,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。

21ページをお開きください。

(事項)一般廃棄物処理対策推進費の273万円の増額で、説明欄1にありますように、海岸漂着物等地域対策推進事業の増額であります。詳しい内容は、別冊の委員会資料で説明させていただきます。

委員会資料の2ページをお開きください。

事業の説明に入ります前に、海岸管理の一般的な内容から説明させていただきます。

このページの右側、3ページをらんください。

1の海岸漂着物対策の(1)のところにあります。海岸の維持・管理に関しましては、この写真にありますように、台風災害等により、海岸が大量の漂着物で覆い尽くされるような場合には、河川課、港湾課、漁村振興課、農村整

備課といった海岸を所管する県の部局が、海岸管理者として回収・処理を行っているところでは、

こうした海岸管理者の事業とは別に、(2)にありますように、青島海岸などの景勝地や海水浴場では、一般的な海岸管理行為よりも、高い美化レベルを保つ必要があり、日常的な漂着物の除去が行われております。

しかし、こうした局地的な地域ニーズは、海岸管理者の対応では限界があることから、平成28年度から市町村を事業主体とする海岸漂着物等地域対策事業として取り組んでいるところであります。

今回御審議いただく、この事業は環境省の補助事業を活用しており、その概要については、その下の2をごらんください。

この補助金は、県が災害時等に行う回収事業と同じもので、(1)の事業概要にありますように、回収・処理事業における補助率は基本的に10分の7、離島は10分の9、半島地域は10分の8に補助率がかさ上げされております。

また、(2)にありますように、市町村が事業主体となる場合であっても、都道府県に一括交付される制度となっておりますので、県を経由する間接補助事業ということになります。

では、左側に戻っていただきまして、1の事業の目的・背景についてですが、先ほど御説明したとおり、局地的で美化レベルの高い地域ニーズに対応することを目的とするもので、2の事業概要につきましても、(1)の予算額は、補正額が273万円の増額で、補正後の額は476万円となります。

(2)の財源は、全額、国庫による間接補助事業となります。

(3)の事業期間は記載のとおりで、(4)の

事業主体については、宮崎市と串間市であります。

これは、補正予算取りまとめ時には、宮崎市のみでありましたが、その後、串間市が新たに取り組む意向を示したため、あわせて国へ要望を行ったところ、今回、串間市分も含め、補助金の内示を受けたものであります。

最後に、事業効果としましては、3にありますように、海岸管理者だけではなく、市町村における取り組みが推進されることで、より一層の本県の海岸景観の保全が図られるものと考えております。

説明は以上でございます。

○日高森林経営課長 歳出予算説明資料の23ページをごらんください。

森林経営課の今回の補正額は、左欄にありますように、1億360万でございます。30年度補正後の額でございますが、79億9,273万6,000円となっております。

それでは、具体的な事業の内容について、常任委員会資料で説明いたします。

常任委員会資料の4ページをごらんください。

「林業・木材産業成長産業化促進対策事業」でございます。

この事業は国の新規事業を活用するもので、今回、新たに予算要望を行うものであります。

1の事業の目的・背景でございますが、これまで効率化が難しかった造林作業において、木材の伐採・搬出作業で使用した林業機械を、造林作業で最も重労働とされる地ごしらえなどの作業に活用し、伐採と造林を一体的に行う一貫作業システムにより作業の効率化を図り、再造林を推進するとともに、林業経営が集約化される地域を中心に路網整備を行い、低コスト化を進めるものでございます。

事業の内容については、右の5ページで説明します。

中ほどに、造林の従来方式と一貫作業システム方式の違いを記載しておりますが、従来方式では、秋口に伐採・搬出した後、一定の休止期間を経て、苗木の活着がよい春ごろに地ごしらえや植栽を行っております。

これに対し、右側の一貫作業システムでございますが、春だけでなく、一年を通して活着が可能なコンテナ苗の開発等により、造林を活着のよい春ごろに限定されずに、伐採時期に合わせて行うことが可能となりました。

左上の写真を見ていただきますと、これは伐採・搬出時に使用した丸太をつかんで木寄せしたり集材したりするグラップルという林業機械でございますが、この一貫作業システムでは、こういった機械を、伐採後、地ごしらえとして活用し、その後、コンテナ苗で植栽までしていきます。この方式の導入により、従来方式に比べ造林時の人力作業がかなり軽減されます。

次に、路網整備でございますが、下のイメージ図にありますとおり、森林の施業の効率化を図るために、公共事業等で林道を開設しているところではありますが、林道は公道等と連絡する森林内の基幹的林道でもありますが、森林の施業の効率化、低コスト化を図る上では、この林道と連絡する支線となる路網を効果的に設置していくことが重要でございます。

このため、本事業において、主に10トン積みトラックの走行を想定した林業専用道と、林業機械の走行を想定した森林作業道を開設するものであります。

4ページにお戻りいただいて、2の事業内容でございますが、①の一貫作業システムが、事業主体が林業経営体で、予算額7,710万円で、100

ヘクタールを実施する予定でございます。

また、②の路網整備は、事業主体が市町村で、林業専用道928メートル、森林作業道1,000メートルを開設する予定で、予算は2,520万円でございます。

なお、①と②を合わせた予算は1億230万円で、全額国費でございます。

3の事業効果でございますが、一貫作業システムの導入により、林業従事者の作業の軽減が図られるとともに、これまでは、伐採は素材生産業者、造林は森林組合が中心に行うという状況にございますが、このシステムの定着が進めば、造林部門への民間の素材生産事業者の参入が促進され、再造林の推進に寄与するものと考えております。

また、路網の充実により低コスト作業が進み、森林資源の循環利用が推進されるものと考えております。

続いて、6ページをお開きください。

「路網作設高度技能者育成事業」でございます。

この事業につきましても、国の新規事業を活用するもので、今回、補正予算に計上させていただきます。

1の事業目的でございますが、林道や作業道などの森林内の路網は、先ほども御説明したように、木材を森林内から効率的かつ低コストで搬出したり森林施業を行う場合、有効ですが、木材の搬出のみならず、造林や間伐などの維持管理を適正に行い、森林の多面的機能を持続的に発揮するための森林管理上からも、極めて重要な基盤、インフラでございます。

このため、丈夫で災害に強い森林作業道を作設するための技能、特にこの事業では、ICT等を活用した技能を身につけていただく目的で

研修をします。

右のページをごらんください。

この事業では、林業事業体を対象として、森林作業道の設計、工事のための技能研修を行います。

まず、作業道の設計におきまして、一番左の写真にありますように、地図をコンピューターに落とし込み解析する地理情報システムのGISや、人工衛星画像を活用するGPSのほか、これまで急峻地などの状況を直接人間の目で確認していた作業を、ドローンによる画像撮影技術を活用するなど、遠隔探査、操作による測量や設計作業を行うリモートセンシングという手法を用いた設計手法について、研修を実施します。

また、こうした設計に基づく施工技術の研修を現場で行うものでございます。

6ページにお戻りいただいて、2の事業概要ですが、予算は130万円で、全額国費でございます。

3の事業効果ですが、作業道の整備が促進され、森林所有者の所得向上につながりますとともに、林業技術者を確保する労働環境が年々厳しくなる中、ICT技術等の活用により作業の効率化が図られ、林業労働環境の改善にも資するものと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○富山環境管理課長** 歳出予算説明資料、議案第15号の1ページをお開きください。

環境管理課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で4,080万1,000円の増額をお願いしております。

補正後の額は、右側から3列目でございますように、3億7,500万2,000円となります。

次に、5ページをお開きください。

下の欄、説明の欄にありますように、事業名は「水質白濁等に係る監視・対策検討事業」で、事業費が4,080万1,000円でございます。

事業について御説明いたします。

常任委員会資料の8ページをごらんください。

1の事業の目的でございますが、硫黄山の噴火後から、長江川・川内川水系の白濁等については、これまでの検査で、ヒ素が最大で環境基準の170倍となるなど、幾つかの項目で環境基準を上回る数値が検出されており、農業用水の利用が大きく制限されるなど、深刻な状況にございます。

このことから、河川等の水質などの監視を強化し、検査結果について関係機関と広く共有・公表するとともに、水質を改善するための対策や、沈殿物の処理方法について、国や宮崎大学を初めとする有識者等と連携し、効果的な対策を検討することとしております。

2の事業概要でございますが、予算額は補正で4,080万1,000円、全額一般財源で、事業期間は平成30年度の1カ年、事業主体は県でございます。

(5)の事業の内容は、①水質検査事業が2,372万5,000円で、河川と地下水の水質検査を行うものです。

河川の水質検査はこれまでも実施してまいりましたが、検査を強化し、河川の調査箇所は、農業用水に関連する箇所を加えて、右ページの地図にありますとおり、地点をふやして検査を行うこととしております。

地下水については、今後、必要に応じて検査を実施してまいります。

②の沈殿物検査事業は707万6,000円で、えびの市が設置した沈殿池の沈殿物などの検査を行

うもので、今後、沈殿物対策のための調査を実施していく予定としております。

③の水・環境対策研究事業は1,000万円で、水質等の改善や、沈殿物処理対策などに係る有識者等との共同研究の費用となっており、国や宮崎大学を初めとする有識者等と連携してまいります。

3の事業効果は、(1)水質等の検査を強化することにより、農業用水利用対策や沈殿物の処理対策に活用できるとともに、正しい情報を随時公表していくことで、誤った情報による風評被害や地元の不安感を払拭したいと考えております。

(2)水質等の改善対策を調査研究することにより、この対策に関係者とともに具体的に進めてまいりたいと考えております。

なお、これまでの水質検査の結果等については、10ページにお示ししておりますけれども、実は昨日、新しいデータが出ておりますので、本日お配りした参考資料をごらんください。

その参考資料の水質検査、1番の水質検査の結果におきまして、①のえびの橋から③の長江橋の赤子川の上流域の調査地点では、6月13日のデータでも、依然として赤字で示すような環境基準を未達成の項目がございますが、この項目は、ごらんのとおり減少しているかと思えます。また、数値も改善状況がございます。

また、長江川下流で、川内川合流前の④の長江川橋では、今回初めて検査した全ての項目で環境基準を達成しています。

今後は、今回のこの事業の中で、これらの検査を引き継いでいくとともに、調査地点等をふやすなど、監視を強化してまいりたいと考えております。

環境管理課の説明は以上でございます。

○大岩根自然公園室長 委員会資料の12ページをお開きください。

議案第14号、県有地の賃貸借契約に係る「民事非訟事件の和解について」、自然公園室から御説明させていただきます。

民事非訟事件とは、裁判所が処理する事件のうち、民事訴訟以外の民事事件をいいます。

まず、1の民事非訟事件の概要です。

(1)にありますように、県が貸し付けを行っております青島参道沿い県有地において、賃借人1名から、土地の賃借権を第三者に譲渡したいとの申し出がありました。

県としましては、賃借権の譲渡は賃貸借の長期化を招き、青島地域の再開発に支障が生じることから、賃借権の譲渡は認められないとして承諾しなかったところ、借地借家法の規定に基づき、県の承諾にかわる裁判所の許可を求める申し立てが行われたものです。

2の青島参道沿い県有地の概要についてであります。

(1)にありますように、青島参道沿い県有地は、県が植物園や園地などの公園整備を行う目的で、昭和35年に国から取得した土地の一部で、取得する際、国と賃貸借契約を締結していた商店主の賃借権を承認することが条件とされたことから、現在も継続して貸し付けを行っているものです。

青島参道エリアは、観光再生を達成するための重点整備地区内にあり、宮崎市を初め、関係者が連携して整備を進めておりますが、複数の個人との間に土地賃借権が存在することから、段階的整備にとどまっているところであります。

13ページの6、位置図をごらんください。

公園室で所管しております県有地は、青島ビーチパークと参道の南側にありますが、今回の



物件は、黒色で示しておりますボタニックガーデン正門横に位置しております。

12ページに戻っていただきまして、3、裁判の概要ですが、事件名は平成29年土地賃借権譲渡許可申立事件になります。

申立人は、神奈川県在住の櫻木正隆氏でございます。

これまでの経過につきましては、(4)にありますように、平成29年5月に、申立人から宮崎地方裁判所に土地賃借権譲渡許可申立書が提出されました。

県といたしましては、国有地取得時に賃借権を有している者に限って借地を認めていること、また、公園整備を行うために所有している公共性の高い土地であることを理由に、平成29年7月から11回の審問で主張を行ってきましたが、去る4月23日に、申立人と県の双方の主張を踏まえ、裁判所から和解勧告がなされたところであります。

4の和解の内容ですが、(1)から(5)にありますように、当該県有地に係る賃貸借契約の存続期間が、平成51年3月31日までであることを確認する。

本件賃借権の賃借料は、公有財産取扱規則により算定した貸付料とする。

県は、平成30年7月1日付で、申立人が本件賃借権を利害関係人に譲渡することを承諾すること。

利害関係人は、県に対し、平成51年3月31日限り、本件土地に現存する建物を収去して、本件土地を引き渡し、建物買取請求、その他の金銭の要求はしない。

利害関係人は、増改築を行うときは、県の承諾を得ることという内容となっております。

和解理由につきましては、5の(1)から(3)

にありますように、裁判所から和解勧告がなされたこと。

今回の和解を受け入れない場合、借地借家法の規定により、賃貸借契約期間の更新が引き続き可能となり、契約終了時期の見込みが立たなくなること。

本和解が成立すれば、契約終了時期が確定するほか、契約終了時には利害関係人が建物を収去して土地が返還されること。

また、県に対する各種費用の請求が放棄されることから、県にとって利益が大きいと判断され、弁護士とも協議を行った上で、勧告に応じて和解することといたしました。

議案第14号についての説明は以上であります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○二見委員長** 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

**○高橋委員** 委員会資料2ページの海岸漂着物等地域対策推進事業ですけれども、この事業は、もともと災害等で漂着物があつた海岸を処理することでいいわけですよ。今からあるものに対してじゃないですよ。宮崎市とか串間市が事業主体となっているけれど、もう既に災害があつたところのことなのか、まずはその確認です。

**○蕪循環社会推進課長** 災害等で打ち寄せた漂着物等については、基本的に海岸管理者のほうで除去するんですけど、それとは別に、それで手が回らないようないろんな清掃事業とか、そういったものをボランティアでやられている事業について、市町村がされるものについて補助をするというものです。

ただ、具体的に活用されているのは、青島海岸等のように、実際、海岸に災害等で漂着したごみの除去というものに使われているのが実情

だということでございます。

○高橋委員 私が聞きましたのは、この事業の対象が過去のものなのか、これからのものなのかということ。

○蕪循環社会推進課長 これにつきましては、これから起こるものについてを今のところ想定しておりまして、これから台風シーズンになりますので、できるだけ早く予算を確保した上で実行に移したいということで、今回お願いするものです。

○高橋委員 事業主体が宮崎市と串間市で決まっているじゃないですか。これがちょっとうまくすとなとこないもんですから。海岸を有する日南市とか、あるもんですから、その辺をちょっと教えてください。

○蕪循環社会推進課長 基本的には、この海岸の管理というものについては、海岸管理者が行うものとされておりまして、冒頭で御説明いたしました、3ページにございますように、海岸管理者というところ——県の河川課、港湾課、漁村振興課、農村整備課というところが基本的にはそういった除去とかを、海岸管理の一環として行うのが実情なんです、それとは別に景勝地とかについて特に踏み込んで事業を行いたいというところは、市町村が実施しておられます。

その中で、昨年度までは宮崎市が特に青島海岸とかを中心に取り組みおったんですが、昨年度、台風22号で串間市の市木海岸にかなり漂着物が打ち寄せたもんですから、海岸管理者——そこは漁港なんです、漁港管理者のみでの復旧にはちょっと時間的にかかったということで、そういったことの対策として串間市もこういったメニューに参画できるようにということで、今回、要望があって、実現したものです。

ほかの市町村につきましても、このような要望とかがあれば、この制度はかなり有利な制度ですので、県としても進めていきたいとは考えておるんですが、国の限られた予算の中で行うものでありますし、市町村におきましても、海岸管理者が一義的には行っている、今のところ要望している市町村はこの2つということになっている実情でございます。

○高橋委員 わかりました。宮崎市と串間市が事業主体となっているのは、今年度、これから災害があったときのために、あらかじめ手を挙げているということの理解でよろしいんですね。

○蕪循環社会推進課長 はい、そのとおりでございます。

○高橋委員 賢いなと思いましたが。結局、今からですよ、台風シーズンで海岸がある市町村は、こういったときに困るんです、いろいろと地元から要望があったりしてですね。予算に限りがあるということで273万円ですか、この範囲内だったら、これから手を挙げても大丈夫でしょうけれど、もし仮に273万を上回るような事業であれば、どうされますか。

○蕪循環社会推進課長 先ほども申しましたとおり、一義的には海岸管理者のほうで事業をすることになります。特に、この市町村が取り組むものにつきましては、より踏み込んだ形ということで計画されておりますので、今のところ要望されているのがこの2市ということでありまして、まずは海岸管理者が取り組むべきものということになります。

下段の参考の欄にございますが、この事業につきましては、海岸管理者が行う海岸漂着物回収処理事業というのがありますので、こちらのほうで各管理者が行うものについては、一応の補助制度が用意されているところでございます。

○二見委員長 関連の質疑はありますか。

○来住委員 予算額が273万で、そんなに大きな額じゃないんですけれど。例えば串間市なんかでも、高松のところだとか、それから市木のほうだとか、海岸は結構長いじゃないですか。そうすると、例えば、串間市はこの事業では、串間市全体の海岸をこれで見るのか、それとも、ここからここまではこの事業で自分たちがしたいとかいうような、何か地域が指定されるのかなと思っているんですけれど、その辺をもう少しわかるようにしてくれませんか。

○蕪循環社会推進課長 この事業につきましては、あくまでも海岸管理者が行う事業を補完するという形で取り組むものでありまして、串間市さんが特に重点的に取り組みたいというものに関して要望が上がってきまして、それについて内示がありましたということでございまして。特に今回は市木海岸を想定されているというふうに考えております。

○来住委員 そうすると、例えば台風とかで大量の漂着物が来た場合は、県の管理者のところ、ちゃんと事業としてはされるというふうに理解すればいいんですね。

○蕪循環社会推進課長 この海岸漂着物の回収処理事業というのもございますし、もしくは災害関連事業ということで、大規模なものになりましたら、そちらのほうの採択要件にもなりますので、海岸管理者のほうでそういった対策を講じながら対処されるというふうに考えております。

○来住委員 わかりました。

○濱砂委員 最終的にこの漂着物の処理ですよ。前にも聞いたような気がするけれど、海水がまじっていますので、これは最終的にはどうするんですかね。

○蕪循環社会推進課長 昨年度、大量に青島海岸のほうに漂着したものにつきましては、確かに塩分が入っていたりするもんですから、その処理につきましては、港湾のほうに一時仮置きをしまして、そこで雨水とかを当てながら、ある程度、脱塩、水で流した上で焼却とか埋め立てとか、そういったところに持ち込んでいるというのが実情でございます。

○二見委員長 関連はありますか。なければ、ほかのところ。

○濱砂委員 4ページの再造林推進事業なんですけど、この中の、10トン積みトラックの林業専用道。新たに聞いた名前なんですけど、これは山の中に林業専用道というのを抜くんですか。

○日高森林経営課長 路網につきましては、従来、林道と作業道という区分けがございましたけれども、近年になりまして——年代については平成20年代ということですが、林道というのは基幹的なもので公道と連絡すると。作業道につきましては、どちらかといえば、伐倒作業で林業用機械が入ったりするというようなことでございます。

林野庁のほうで、林道と作業道、そこをつなぐ道路として林業専用道という形で、新たに出来た区分でございまして、林道が大体4メートルから5メートル、それから作業道が3メートル以内でございまして、林業専用道は路肩を含めて3メートル50というような形で、新たな区分として出来た路網でございまして。

○濱砂委員 つまり作業が終わった後は、道路じゃなくて、山に戻るということなんですか。

○日高森林経営課長 作業道につきましては、そういった、今、委員がおっしゃったような一面もございまして、林業専用道につきましては、10トントラックが主に走行できるとい

うことですので、作業が終わった後も路網として活用するというのが想定でございます。

○濱砂委員 個人道じゃないわけだね。

○日高森林経営課長 市町村が管理する道路となっております。

○濱砂委員 それから、森林作業道なんですけど、いつも気になるんですけど、この道路にも植栽をしていくんですか。この道路内は地ごしらえをしなくても植えられますよね。

○日高森林経営課長 基本的に作業道を開設した場合でも、場合によっては森林に戻すところがないわけではございませんが、やはり宮崎県の路網密度がヘクタール当たり38メートルということで、まだまだヨーロッパ等に比べると路網密度を上げていかないといけないので、作業道につきましても、ほとんど開設後は道路として利用するというようなことですので、作業道の中に植林するという事は、ほとんど実態としてはございません。

○濱砂委員 なるほど。じゃ、道路は道路として、例えば30年、40年、残すということなんです。

これで、ヘクタール当たり38メートル。この所有面積は、比較にはならないと思うんですけど、例えば、今、40年の杉材で何立方ぐらいですか、ヘクタール当たり。

○日高森林経営課長 40年生ですと——概略的な言い方で申しわけないんですが、本来でありますと、収穫表を見ないといけないんですけど、大体500立方から600立方程度というふうに、幅が大きいですけど、それぐらいの規模でございます。

○濱砂委員 そのうちの38メートル、幅5メートルにしたときでも、そこまで山元の手取りは減ることはない。新たに作業道を抜いていく

よりも、そのほうがずっと効果的だということですね。

○日高森林経営課長 既設の道路があれば、そこを活用するにこしたことはございませんし、あえて申し上げますと、路網密度というのは、山の際から200メートル以内に入る道路は路網として活用できるという形で入れておりますので、新たに作設するよりも既設を作設したほうが低コストになるというふうに考えております。

○濱砂委員 一般的に路網が入っている場合、作業道が密に入って、38メートル入った場合の立米当たりの搬出費用というのは、どのくらいかかるものですかね。

○日高森林経営課長 以前ですと、架線を使った場合には、現地の地形状況によりまして、立方当たりの搬出費は5,000円から1万円という幅でございましたが、作業道が入っていて林業機械を使った場合には、現状ですと、4,000円程度で搬出できるという状況でございます。

○濱砂委員 例えば杉を植えて40年たって、500立方が成長したと、蓄積されたとすると、1万円のときに500万。4,000円ということは、幾らになるんですかね。

○日高森林経営課長 4,000円のときですから、200万程度になります。

○濱砂委員 かなり効率がよくなるんですね。今までと比べるとね。わかりました。

○二見委員長 関連の質疑はありますか。

○高橋委員 素朴な質問で申しわけないですが、今の件です。伐採、搬出作業で使用した機械を地ごしらえなどの造林作業に活用するという事なんだけれど、アームの先に何か特別な機械ができたとか、それじゃないんですよ。単純に、今までの機械を活用するという事でしょう。

○日高森林経営課長 この写真に挙げているのはグラップルといいまして、木材をつかんで引き寄せたりするものでございます。実際、この林業機械がない場合は、例えば伐採した後、枝葉が整理されていない現場で、新たに植林をやるのであれば、そこは人間が人力作業でやらないといけないと。しかし、この機械があれば、つかんで整理できますので、まず現場の清掃、整理ができます。

さらに、現場には風よけとか、そういった形で植林するために、畝という段々になったものをつくるんですが、そういった地ごしらえ作業をこの機械で行うことができるというようなことで、伐採で木寄せをしたり集材したりする機械をそのまま使えるというようなことでございます。

○高橋委員 いわゆるグラップルという機械なんでしょうけれど、今までしなされればよかったのですね。今までも、そういうふうにできたわけですから。今までしなかった理由というのがあるわけですね。

○日高森林経営課長 先ほど説明したように、コンテナ苗が開発されて、1年を通じて造林できるというようなことでございました。前の苗ですと、春先しかできなかつた。実際、伐採については秋口がほとんどですので、結局、切る時期と植林時期が違うということになると、1回、現場を引き揚げないといけないというようなことでした。

ですから、委員御指摘のとおり、なぜ前からやらなかったかということにつきましては、コンテナ苗で1年を通じて植林できるというところが、非常に効果が大きかったのかなというふうに考えております。

○高橋委員 よくわかりました。そのコンテナ

苗も私の記憶では、出てきて数年たっていると思うんだけど、やっぱりコストの問題で、これが普及しなかったということですね。

○日高森林経営課長 この一貫作業システムにつきましては、従来の苗を使った場合と、一貫作業システムをやってコンテナ苗でやった場合のコストというのは、結果的には余り変わらなかったというようなことでございます。といいますのも、コンテナ苗がまだ普通苗の倍ぐらい、普通苗が70円ぐらいに対してコンテナ苗が130円ぐらいします。従来の苗ですと、2,500本程度植えていたんですが、コンテナ苗の場合、活着がいいので2,000本ぐらいで済むんですが、その単価差があるというようなことで、コストとしては変わらないんです。

ただ、この植林に係る作業量、人力作業量が、この機械を使うことによって60%低減できたというようなことですので、作業の軽減化ということについては非常に効果があることと、今後、コンテナ苗を使うことによって、コンテナ苗のコストを下げていくという努力が必要かなというふうに考えております。

○二見委員長 関連の質疑はありますか。なければ、ほかに質疑は。

○来住委員 環境管理課にお尋ねします。

例の水質汚濁の問題ですけれど、一つ聞きたいのは、今回の硫黄山のような事例ですね、河川が白濁したり、しかも、この流れてきているものの中にヒ素だとか、そういうものが含まれている。そういう事例は全国にはあるのかなというのを思っているんですけど、それはどうなんでしょうか。

○富山環境管理課長 私どもが調べた状況ですと、草津温泉のほうの下流の川が同じくヒ素とかが出て、対策をとられている事例がございま

した。

また、玉川温泉のほうにも同じような事例があるというのは、ホームページ等で探しております。

○来住委員 そこでは具体的にどういう対策をしているのでしょうか。それは何かつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○富山環境管理課長 草津温泉のほうでございますと、あそこもやはりpHが低いというような同じ状況なんですけど、石灰で中和作業を行って、その下流側のダムで沈殿させて処理するというふうな事業を行っているようでございます。

○来住委員 現に、えびの高原の上のほうにも沈殿池が幾つかあるし、赤子川にも、えびの市がつくった沈殿池があるんですけど、ちょっと聞いた話では、沈殿物はどこかに持ち出して処理するというのは、何か厳しいんだと、そこで処理しなきゃいけないとかって聞いているんですけど、それはどうなんでしょうか。

○富山環境管理課長 沈殿物については、私達も検査を実施しまして、ヒ素の成分分析、含有量は低かったという事実はありますが、それだけではなくて、溶出試験をしましたところ、やっぱりヒ素等が出てきますので、適切な処分をしなければならぬと考えております。その処分方法につきましては、今回上程しました委託事業の中で適切な方法を、効率的にやれる方法とかを研究していくというふうな流れで考えております。

○来住委員 全国ではそういう沈殿物の中に例えばヒ素が入っていたとか、そういうものの処理を行っているところがあるんですか。

○富山環境管理課長 先ほどの草津温泉の関係でいいますと、沈殿物は周辺のところに置いて、浸出水は同じ川に入っていて循環させながら処

理するというふうな事業を行っているようでございます。

○来住委員 今後のことになると思うんですけど、流れてくる水の検査をされて、それはだんだん基準以内におさまる。それは非常にいいことですが、問題は、例えばきょういただいたこれでも、えびの市の赤子川の沈殿物分析結果では結構まだ高いのがあったりしますよね。

そうすると、どの時点で、わかりやすい言葉で安全宣言みたいなものが出せるのかなって。流れてくる水はオーケーだけれど、しかし現実に、もっと上流のほうで沈殿されているものを調べると、結構高いとかというのが、初めての経験ですから、全く僕なんかも理解できないんですけど。全国的には何かそういうものがあるのかなと思っているんですが。

○富山環境管理課長 まず、基本的には、その沈殿物の処理と、水の中に溶けている有害物質の処理については、今から研究していくのが基本的なスタンスでございます。他県の事例等がございますので、そういったのを見ながら。実際、いろんな事例があるようです。それをどういうふうには当てはめていいのかというのを研究していきたいと考えております。

○来住委員 とにかく、よく調べていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○二見委員長 関連質疑はありますか。よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○西村委員 この特別議案で。特別議案になっているということは、まだ和解をしていないということだと思ふんですけども、この方々の賃借料と、ここで譲歩して和解をしてしまえば、ほかの県有地に入られている方々も、「いや、それだったら自分たちも」という話に今後ならないのかなと思ふんですが、そのあたりはどうな

んでしょう。

**○大岩根自然公園室長** まず、賃借料につきましては、現在、5名の方に払っていただいております。基本的には70%ほど減額した賃借料になっております。

また、今回の特別議案における民事非訟事件につきましては、この櫻木さんの案件のみに適用されますので、今後は、今回の和解を通じて内容の確認をいたしまして、その上でほかの方々の協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

**○西村委員** これは当時、国から払い下げたときの賃借契約というのが非常に甘かったということだと思うんですね。この期に及んで、そういう訴訟が起こされてしまって、和解を受け入れなくてはならないということで、改めて、あとさらに21年延長していくというような条件ですから、非常に県としてはかなり譲歩している状況なんですけれども。そもそも70%減額していて、非常においしい物件であるから、それは手放したくないと思うのが当然だと思うんですが、その70%減額している理由と、この周辺の不動産、賃貸されている方もいると思うんですが、その方々の大体の家賃の差がどのくらいありますか。

**○大岩根自然公園室長** 賃料につきましては、平成13年と、ちょっと年数は判明していませんけれど、2回ほど請願書が地元のほうから上がりまして。観光客が少なくなったということもあって、知事のほうに請願が上がりまして、70%近い減額をしているわけですが、今回の案件につきましては、通常の賃借料ということになっております。

また、ほかの場所についてはちょっと把握しておりませんが、基本的には今回の和解案件に

つきましては、通常の賃借料で支払っていただくということで合意しているところがございます。

**○西村委員** このちょうど県有地の軒先に並んでいる商店をごらんになったことはありますか。明らかに、こう言うては失礼ですけど、商売意欲というものをそこまで感じません。もちろん、ほかのお店が一生懸命もっと頑張っているから、対比してしまうこともあるんですけども。それを考えたときに、今回その70%減額は、ここはやめるということですよ。100%、今度は家賃をもらうということなんですけれども。それによって、今までよりも期限が定められて、家賃もしっかり入ってくるから得だということで、これが一つの県の考え方だと思うんですけども。

これを機に、今ある、70%減額されている方々の整合性というのを、考えていかなくちゃいけないと思うんですけども、今回、次々に例えば訴訟を起こされないような取り組みというのは、ほかの店主、残りの方々ともされて、めどが立っているということではないですか。

**○大岩根自然公園室長** 今回の非訟事件につきましては、非公開で協議しておりますので、ほかの方々にはまだ説明はしていないところです。

今回の和解を受け入れない場合に、借地借家法の19条というのがございまして、地主が承諾しない場合には裁判所の許可を受けて承諾することになりますと、基本的に借地借家法が適用されますので、そうすると、主契約30年、その後20年、その後、順次10年ずつの更新になってしまいます。そうなりますと、県のほうにその土地が返ってこないということになりますので、今回の和解を入れることで最終期限が確定します。県にとって有利であるというふう

に考えているところです。

○西村委員 最後になりますけれど、ここは、用途は完全にお店のようなものをやるという条件とか、そういうものはついているんですか。20年であれば別の用途で使われる可能性というのは残るんですかね。

○大岩根自然公園室長 今回の譲受人は、この青島地域でお菓子屋さんを経営しておられる方で、確実にお土産物といえますか、お菓子店を開かれるということで聞いております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○城戸環境森林課長 環境森林課でございます。

常任委員会資料の14ページをお開きください。

平成29年度の繰越計算書についてであります。

平成29年度から30年度に繰り越した事業につきまして、繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき御報告を行うものであります。

1の繰越明許費繰越計算書であります。主管課別に、事業ごとの箇所数や繰越額などを記載しております。

一番下の合計の欄ですが、環境森林部全体で16事業、160カ所、繰越額は49億9,242万3,000円です。

繰越理由としましては、表の右にありますように、国の補正予算の関係によるものなどです。

次に、2の事故繰越繰越計算書であります。

自然環境課の2事業で3カ所、繰越額は1億595万4,171円です。

これらは西臼杵地区における事業で、平成29年12月から平成30年2月にかけて、例年にはな

い大量の降雪と、予見できない低温の日が続きました。資材運搬路の凍結などによる品質・強度の確保困難により、本体のコンクリート打設工程が大幅におくれたことから、事故繰越しとなったものであります。

説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○濱砂委員 ちょっと教えてください。自然環境課の山地治山事業。この15億2,600万円というのは、これはどういうものなんですか。この後ろの説明書きでは、余りぴんと来ないものですか。

○黒木自然環境課長 いわゆる治山事業で、いろんなダムとかをつくる事業なんです。国が、2月に補正予算を組んだわけなんです。この分が2月以降の測量とかの発注になりますので、それを繰り越したということになっております。

○濱砂委員 治山ダムとか、そういったものですね。何カ所ですか。

○黒木自然環境課長 合計で37カ所です。

○濱砂委員 37カ所で15億円なら、そう大した金額じゃないんですけど、特に大きいところとかあるんじゃないですか。

○黒木自然環境課長 個別には今手元にないところではございますが、やはり国の事業になりますので、ある程度大きなものが対象になっております。

○濱砂委員 37カ所でしょう。15億円だったら、治山の砂防ダムをつくるということになると、一つで15億円ぐらいは十分かかりますよね。だから、37カ所もあるもんだから、何かそんな細かいのがたくさんあるんですかということなんです。一般的には、15億円ぐらいの繰り越しだったら、道路ならトンネルとか、そんなもの



で1カ所とか2カ所というのが一般的なんですけれどね。

○黒木自然環境課長 先ほど申しましたとおり、これは国の補正予算で、2月補正になったものですから、丸ごと全て今回繰り越したわけなんですけど、中を見ますと、平均的に4,000万とか、それから一番大きなものでも、6,000万とか、そういったものが対象になっております。

○濱砂委員 それから、森林経営課。森林整備事業11億6,000万円、これは2カ所ですよ。これはこういったものになるんですか。

○日高森林経営課長 この事業につきましては、森林整備事業は2カ所ということで、実際整備をする箇所が2カ所というよりは、2つの事業で補正予算と既存の事業を受けたという意味で、ここは整備事業は2というふうに記載しております。

○濱砂委員 だから、この自然環境課の37件という数字がね、ちょっと多いかなと思ったんですよ。ほとんど4,000万ぐらいですか。

○黒木自然環境課長 はい。

○濱砂委員 わかりました。

○二見委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○城戸環境森林課長 資料の15ページをお開きください。

宮崎県新エネルギービジョンの見直しについて御説明いたします。

(1)の策定の趣旨についてであります。

本県では、平成16年3月に宮崎県新エネルギービジョンを策定し、5年ごとに見直しを行いながら、新エネルギーの導入促進に努めているところであります。

その後、国内では、平成24年7月から導入されました再生可能エネルギー固定価格買取制度により、太陽光発電や、本県であります、木質バイオマス発電等の導入が急速に進んでいる状況であります。また、世界的にも、さらなる普及が見込まれております。

このような中、国のエネルギー基本計画の見直しが現在行われておりますことから、これらを勘案しながら、ビジョンの見直しを行うものであります。

なお、現在のビジョンには、エネルギー情勢、本県の地域特性、新エネルギー賦存量、導入量、めざす将来像、導入目標等を記載しております。

(2)の計画の位置づけについてですが、県総合計画や県環境計画の分野別計画と位置づけており、また、県議会の議決の対象となっております。

(3)の計画の期間についてですが、平成31年度から40年度までの10年間としております。

(4)の計画策定の方法等についてですが、エネルギーについて詳しい外部有識者からの意見聴取や、県民・事業者へのアンケート調査、パブリックコメントの募集を行う予定としております。

(5)の策定スケジュールですが、7月から10月にかけて、外部有識者の意見聴取や、県民・事業者へのアンケートを実施しまして、11月の当常任委員会において、素案の御説明を行いたいと考えております。

その後、12月から2月までの間、パブリックコメントや外部有識者からの意見聴取を実施し、取りまとめた上、来年6月の当常任委員会で計画案の御説明を行いたいと考えております。

報告事項1については、以上であります。

では、引き続きまして、委員会資料の16ペー

ジをお開きください。

2の新たな森林経営管理制度及び森林環境譲与税等について御説明いたします。

まず、(1)の新たな森林経営管理制度の①新たな経営管理の仕組みについてであります。

本制度は、先月、成立しました森林経営管理法により創設されたものでありまして、森林の経営管理を責任のある主体によって持続的に行うため、森林所有者の経営管理の責務を明確化するとともに、森林所有者みずからが経営管理を実行できない森林について、市町村が経営管理を行うために必要な権利である経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林につきましては、意欲と能力のある民間事業者である林業経営者に委ねることとします。

また、自然条件が悪く採算ベースに乗らないなど、林業経営に適さない森林や、民間事業者に委ねるまでの森林につきましては、市町村みずからが経営管理を行うこととされております。

次に、②の市町村への経営管理権の設定につきましては、市町村が、経営管理の集約化を図ろうとする森林を対象に、森林所有者に対し意向調査を行い、その結果により、所有者との合意のもとに、委託期間や経営管理の内容について明らかにした経営管理権集積計画を定め、これを公告することにより、市町村に経営管理権が設定されることとなっております。

また、③の民間事業者への再委託につきましては、市町村が、経営管理権を有する森林につきましては、民間事業者に経営管理実施権を設定することによりまして、経営管理権を再委託することができることとされております。

この民間事業者は、アの都道府県知事が募集し、リスト化し公表した者を、イの市町村がリストの中から選定して、経営管理実施権を設定

するとされております。

ウでは、そのために必要な経営管理実施権配分計画の内容について記載しております。

次に、④の所有者不明森林に係る措置につきましては、共有林の所有者の一部に不明な方がいらっしゃる場合、市町村が経営管理集積計画等を公告することにより、不明者が計画に賛同したものとみなすことのできる規定が設けられました。

また、あわせまして、計画に同意しない所有者がいる場合は、一定の手続を経まして、都道府県知事が裁定を行う規定も設けられたところでもあります。

これらの新たな森林経営管理制度の施行は、来年の4月1日となっております。

⑥の新制度の推進に当たっての課題ではありますが、市町村において、林業技術者の嘱託職員を地域林政アドバイザーとして活用するなどの体制整備の必要性、市町村が森林を経営管理する上で、基本となる林地台帳の精度向上、市町村が適切な森林整備を行うための権利を取得する上で必要となる、経営管理権集積計画の作成、また、この計画に基づき森林整備を担う、意欲と能力のある林業経営者の選定・育成が挙げられます。

県としましては、新制度が円滑に推進できるよう、これらの課題解決に努めてまいりたいと考えております。

次に、右のページの(2)森林環境譲与税等についてであります。

①の概要ですが、温室効果ガス排出削減目標の達成などを目的としまして、地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、国税の森林環境税と森林環境譲与税が創設されることとなりました。

森林環境税の課税は、平成36年度から個人住民税に年額1,000円が課税されますが、これに先立ちまして森林環境譲与税は、新たな森林経営管理制度の施行とあわせ、平成31年度から、市町村と都道府県に対して譲与されることとなっております。

譲与税の使途であります。来年1月の通常国会に提出予定の法案に明記される予定ですが、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備や、その促進に関する費用、並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等となっております。

次に、②の譲与基準及び本県への譲与額であります。

アの譲与基準ですが、50%分が私有林人工林面積、20%分が林業就業者数、30%分が人口に応じた配分となっております。

イの譲与額ですが、現段階の試算で配分開始当初は、国全体で約200億円、本県全体で5億7,900万円、最終的には国全体で600億円、本県全体で17億3,700万円と見込んでおります。

(3) 宮崎県森林環境税の今後の検討方向についてですが、来年度から譲与される国の森林環境譲与税の使途は、先ほど説明いたしました

(2) ウのとおりであります。当面は新たな森林経営管理制度を推進していくために必要な、森林所有者に対する意向調査や、森林の境界画定などに充てられることになると考えております。

一方、県の森林環境税は、県民参加の森づくりや水源地域の広葉樹の植栽など、県が主体となって行う事業に充てているところでありますが、これまでに国から示された情報では、公益上重要な森林の間伐や市町村による公有林化な

ど、部分的には、国の森林環境譲与税の使途と重複する可能性があります。

しかしながら、森林環境譲与税は、県の喫緊の課題である再造林対策などに対応できないおそれがあるため、引き続き、国などから積極的に情報収集を行い、両税の関係・役割を整理してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○富山環境管理課長 常任委員会資料の18ページをごらんください。

平成29年度「大気、水質等の測定結果」について御説明いたします。

(1) 目的は、県民の健康を保護し、生活環境を保全するために、関係法令に基づき、県内の汚染状況を監視したものでございます。

(2) 測定結果の総括ですが、本県の大気、水質及びダイオキシン類については、一部の項目で環境基準を超えた地点がございましたが、おおむね良好な状況でした。

まず、大気の測定結果ですが、表1をごらんください。

環境基準が定められている二酸化硫黄など、6項目について、19ページの地図に番号をプロットしておりますとおり、県内21カ所の測定局で、項目はそれぞれ異なりますが、常時監視を行っております。

その結果、18ページの(3)アの大気汚染常時監視にありますとおり、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質のPM2.5は一部の測定局で、また、光化学オキシダントは全ての測定局で、1時間値が数回超過するなどしたために、環境基準を達成できませんでしたが、注意報の発令基準には該当していませんでした。

なお、20ページに、過去5年間の経年変化を示しておりますが、いずれも年平均値は環境基

準を下回っており、横ばい傾向にございます。

21ページをごらんください。

イ、有害大気汚染物質モニタリング調査では、ベンゼンなど4項目について、全ての測定地点で環境基準を達成いたしました。

中ほどの図に、それぞれの5年間の経年変化を示しておりますが、おおむね全国平均より低く、かつ環境基準を大きく下回る良好な状況となっております。

ウの今後の取り組みですが、今後も監視指導等を継続しますが、PM2.5などは大陸からの越境汚染も考えられますので、国に対して国際的な取り組みの継続を要望していきたいと考えております。

22ページをごらんください。

(4) 水質の測定結果のア、公共用水域についてでございます。

表2にありますように、生活環境項目では全ての水域で環境基準を達成しました。

健康項目では、ヒ素が高千穂町の土呂久川の2つの地点で、また、ホウ素が五十鈴川で環境基準を未達成でしたが、ほかの項目は全て、いずれも環境基準を達成しておりました。

下のグラフをごらんください。

これは河川と海域について、環境基準の年度ごとの達成状況を全国と比較して示したものです。

当県は、平成28年度は河川の1水域で基準未達成のために、98.7%となりましたが、河川と海域、両方とも平成11年以降、おおむね100%に近い数値で推移し、全国に比べ高い達成率となっております。

23ページをごらんください。

上の図は、岩戸川水系の過去5年間のヒ素の測定結果です。

図の真ん中に示しております土呂久川に丸印で表示している東岸寺用水取水点と岩川用水取水点で環境基準を超過しておりますが、近年は同じようなレベルの数値が続いております。

しかしながら、下のほうのグラフにございますように、測定を開始した昭和47年ごろに比べると、ずっと減少傾向にあるかと思えます。

この主な原因を申し上げますと、上流部にあります土呂久鉱山の大切坑からヒ素を含んだ廃水が出ているためで、現在、汚染されていない地下水がヒ素を含む土壌と接触しないように、坑内の工事が行われております。これは平成34年度に完了すると聞いております。

24ページをごらんください。

この図は、主な公共用水域の測定地点を丸印で示し、環境基準を超過した地点を黒丸で示しております。

25ページをごらんください。

イ、地下水ですが、表3のとおり、概況調査では全ての地点で環境基準を達成しておりました。

また、表の下のほうですが、継続監視調査では、17地点の井戸でヒ素等が環境基準を未達成でありましたが、いずれもこれまでとは大きな変動は見られませんでした。

26ページをごらんください。

図は地下水調査地点を示し、メッシュ調査45地点など、計129地点の調査地点を色分けして記載しております。

25ページに、お戻りください。

一番下のウ、今後の取り組みですが、公共用水域や地下水の常時監視はもとより、発生源に対する監視指導を行うとともに、浄化槽の設置や維持管理の徹底など、生活排水対策を継続してまいりたいと考えております。

27ページをごらんください。

(5)のダイオキシン類の測定結果です。

まず、ア、常時監視では、28ページに地図がございしますが、そこにプロットした各地点により大気や水質などを測定した結果、前の27ページに戻っていただきまして、表4の常時監視の欄にありますように、全ての測定地点で環境基準を達成しておりました。

次に、表の中ほどの発生源自主検査でございますが、これも全ての施設で排出基準以下でございました。

なお、イの発生源自主検査の後段のところを書いてありますが、1施設でばいじんが埋立処分基準を超過いたしましたけれども、指導の結果、適正に処分されていることを確認しております。

次に、表の一番下の発生源立入検査では、全ての施設で排出基準以下でございました。

一番下のエの今後の取り組みですが、主な発生源である廃棄物焼却炉などに対する維持管理の徹底指導等を継続してまいりたいと考えております。

平成29年度「大気、水質等の測定結果」についての説明は、以上でございます。

引き続きまして、30ページをごらんください。

平成30年度の海水浴場水質調査結果について御説明いたします。

県及び宮崎市で海水浴場の遊泳期間前の水質検査を行い、全ての海水浴場の水質が適と判定され、例年どおり良好な水質でございました。

(1)の目的は、海開きの前に海水浴場の水質の現況を把握して、県民等の利用に資するものでございます。

(4)調査項目は、ア、海水浴場水質判定基準項目として、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無など、4項目を測定しております。

(5)の調査対象海水浴場は、14カ所で、右のページのところにお示ししたとおり、平成29年度の利用者数とか、本年度の水質判定を記載しております。

左の30ページにお戻りいただきまして、(6)の調査結果ですが、アのとおり、全ての海水浴場の水質は適と判断され、その内訳は、AAが13カ所、水質Aが1カ所となっております。

したがって、良好な水質と言えるかと思いません。

なお、全ての海水浴場で、その他の項目の腸管出血性大腸菌O157は検出されておりました。

説明は以上です。

**○黒木自然環境課長** 常任委員会資料の32ページをお開きください。

私からは、山地災害危険地区の再点検について御説明いたします。

(1)今回の目的ですが、近年、集中豪雨等による山地災害が発生し、国民の生命・財産に甚大な被害を与えていることから、国(林野庁)におきましては、山地災害危険地区の精度向上を図るために、調査要領が見直され、本県においても危険地区の再点検を実施したところであります。

(2)再点検、見直しの方法としましては、これまでは、地形図や航空写真の読み取りと、現地調査をもとに調査を行ってまいりましたが、今回は、新たにレーザー測定の成果を活用し、等高線では表現できない微地形表現図(陰陽図)の作成を行いました。

ここで、右ページの1、2の図をごらんください。

1の左側の従来の地形図では判別できなかった微細な地形が、レーザー測定のデータを活用

することにより、右側の陰陽図では、尾根部は赤、谷部は青、急傾斜ほど濃い色で表現できるようになりました。

そこで、1の赤の楕円で囲まれたところを対比してみますと、左側では判別できなかった谷が、右側の陰陽図では青色で表現され、谷が判別できたところであります。

左側のページにお戻りください。

③で、崩壊危険地ポイントとして、山腹斜面の傾斜が約30度以上、かつ縦断面、横断面ともに、くぼんだ地形に当てはまる箇所を抽出し、④で、人家や公共施設等の保全対象に影響を与える斜面等のうち、一定以上のポイントを含む地区で、今まで危険地に指定されていなかった地区を新規の候補地として設定しました。

そして、⑤で、新規候補地と、そして既に指定されている危険地区について、見直し後の調査要領に基づき、地質・地形等の自然条件を調査し、崩壊等による危険度及び人家等への被災危険度を判定し、山地災害危険地区の見直しを実施したところであります。

(3)の再点検・見直しの結果としましては、山地災害危険箇所数は、前回、平成18年度の調査では4,440カ所でしたが、今回調査後は5,390カ所となったところであります。

(4)今後の取り組みとしましては、今回の結果を県庁ホームページで公開するとともに、市町村に対しまして、地域防災計画への掲載を要請するなど、防災情報として広く県民に周知していくことにしています。

また、市町村、国有林、砂防関係機関とも情報共有を行い、適正な治山事業の執行に活用していくこととしています。

右ページの下側、3には、県のホームページでの閲覧イメージとしまして、山腹崩壊危険地

区の例を載せているところがございます。

説明は以上でございます。

○日高森林経営課長 資料の34ページをお開きください。

「みやざき林業大学校」の開講に向けた取り組みについて御説明いたします。

まず、(1)の大学校の開講の目的についてであります。

本県では、全国に先駆けて森林資源が充実し、伐採や再造林等の生産活動が拡大している中、今後、持続的な林業の振興を図る上では、林業担い手の確保・育成が急務となっており、人材育成のための研修体制等の充実・強化を図る必要があります。

このため、現在、1年間の長期で林業担い手の育成を目的として研修を行っています「みやざき林業青年アカデミー」を拡大、さらに内容を充実し、実践的な人材育成を総合的に行う林業大学校を来年度開講するものでございます。

(2)のこれまでの検討の経緯についてでございますが、昨年度、他県の事例調査や、県内の市町村、森林組合、林業事業体等へのアンケート調査等による意見聴取を行い、11月議会の常任委員会におきまして、基本計画の中間報告をさせていただきました。

その後、12月に開催した県森林審議会からの意見聴取、1月から2月にかけて意見交換会やパブリックコメントを実施し、2月議会の常任委員会で基本計画の報告をさせていただいたところがございます。

次に、(3)の総合的な人材育成の仕組みについてでございますが、別冊の右肩に資料1と打ってありますみやざき林業大学校基本計画の3ページをお開きください。

この表は、大学校に設置する研修コースの内

容を示したのですが、現在、取り組んでおりますみやざき林業青年アカデミーによる長期研修と短期研修で実施している部分が黒書きで、新たに来年度の開講に伴い拡充する部分を朱書きで示しております。

拡充する内容でございますが、これまでの1年間の長期課程と短期課程に加え、林業経営者などの能力アップにつながる経営高度化課程、地域産業としての林業振興や、それを牽引するリーダー育成のためのリーダー養成課程、青少年や一般県民を対象にした公開講座など、新たに3分野のコースを設け、幅広く総合的な人材育成に取り組む内容にしております。

また、先ほど説明がありましたとおり、来年度から新たな森林経営管理制度が導入され、市町村の役割がますます大きくなりますことから、市町村職員を対象とした森林経営管理のコースも設けているところでございます。

委員会資料の34ページを再びごらんください。

次に、(4)の研修拠点についてであります。

林業大学校は、美郷町にある宮崎県林業技術センターを研修拠点にして開講します。

また、受講生にとって利便性や地域の特性に応じた研修が実施できますよう、サテライト方式により、宮崎市高岡町にある宮崎県諸県県有林共に学ぶ森や、都城市にあります宮崎県木材利用技術センターの県有施設に加え、地域の公的施設を利用し、講習を開催する予定でございます。

35ページをごらんください。

(5)のカリキュラムの特色につきましては、下記の5つとなっておりますが、③にありますとおり、ドローンやICT等の最新技術を活用した林業技術も習得できる内容としています。

次に、(6)の募集活動につきましては、高校

卒業者の受講生を着実に確保するため、高校への学校訪問による説明会や、学校推薦、オープンキャンパスなどを実施することにしております。

また、ホームページの開設や就業相談セミナー等を開催するとともに、市町村の協力による広報や、マスコミを通じた周知にも取り組み、林業への理解や魅力がわかりやすく伝わるよう説明に努め、積極的な募集活動を展開してまいります。

次に、(7)のサポート体制につきましては、受講生が安心して充実した研修を受けることができますよう、官民が一体となり、就学、就業、定着を見据えた支援や指導協力など、オールみやざきの支援体制を構築することにしております。

支援の内容として、受講前には、受講生の募集及び確保を、また、受講期間中には、講師派遣や教材・実習フィールドの提供、インターンシップ受け入れや住宅提供などを、さらに受講後には、林業分野への就職支援を行うこととしております。

(8)の開講スケジュールにつきましては、表でお示ししておりますが、今年度、研修コースの具体的なカリキュラム作成や、受講生の募集、サポート体制の構築、施設・機材等の整備などに取り組み、平成31年度のみみやざき林業大学校の開講に向けて、着実に準備を進めてまいります。

説明は以上でございます。

**○三重野山村・木材振興課長** 委員会資料36ページでございます。

その他報告事項7番目、スギ素材生産27年連続日本一について、山村・木材振興課から御報告させていただきます。

御案内のとおり、本県是全国的な林業県ということでございますが、5月25日に農林水産省が発表しました木材統計によりますと、杉素材生産量、丸太のことでございますが、丸太の生産量が27年連続日本一となったところでございます。

(2)は、杉を含めた素材生産の状況でございます。

全国的な状況でございますが、表の上半分、29年の総数が2,127万9,000立方メートル、このうち杉が約6割となる1,214万7,000立方となっております。

このうち、宮崎県の状況が下側になりますが、総数は196万4,000立方で、全国シェアの9%、うち杉は181万立方メートルで、全国15%のシェアとなっております。

杉の対前年比は97.4%、生産量にして4万8,000立方の減となっております。

表にはございませんが、初めて杉素材生産量が日本一になりました平成3年には77万立方でございましたので、この27年間で約2.4倍の生産量というふうになってございます。

(3)は本県の順位でございます。

カラマツやヒノキなどを含めました総数では、北海道に次いで全国2位、杉につきましては、本県が第1位となっております。

表の下、②にありますように、熊本、大分、鹿児島に本県を加えました南九州4県の杉生産量は385万立方でございまして、全国の杉の約3割がこの地域から生産されてございます。

また、参考に、素材を加工して製造される製材品の出荷量をお示ししてございます。

平成29年の製材品出荷量は96万9,000立方メートルで、対前年比102.5%、広島県に次いで第2位となっております。

本県の製材品の特徴といたしまして、全国トップクラスの素材生産と、素材を受け入れる製材工場の大型化等がうまく組み合わせられて、県内の森林資源に付加価値をつけた上で県外に出荷され、外貨を稼いでくるという流れができてございます。

今後も本県が国産材のトップランナーであり続けますよう、こうした豊富な森林資源を適切に管理経営しながら、環境に配慮した素材生産であるとか、再造林の一層の推進ということを進めながら努めてまいりたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○高橋委員 16ページの森林経営管理制度及び森林環境譲与税ですけれど、この森林経営管理制度、農地中間管理機構と仕組みが似ているんだと思うんですけれど、これはすごい作業。②の市町村がいろいろ所有者に対して意向調査を行うとあるじゃないですか。農地もそうなんですけれど、不在地主とか未登記が、相当あると思うんですよ。本県で、おおむねどのくらいあるものかはつかんでいらっしゃいますかね。

○日高森林経営課長 登記、未登記については、本県のデータを今現在、持ち合わせていませんが、全国のデータを御紹介させていただきますと、地籍調査での登記簿上の所有者不明の土地の割合は林地が25.6%ということで、全国では約26%ということで出ております。

○高橋委員 相当な数字だと思うんですよね。私は、農地よりも山は放棄している方が多いんじゃないかなと予想するんですよね。

それで、時間がないから、端的に質疑します



けれど、④ですよ。所有者不明森林に係る措置ということで、すごい強権的な制度があるんだなって。先ほど説明があった、従わない者は県知事の裁定とするだったですかね。これで事業に食い込むということなんですよ。

**○日高森林経営課長** この法案につきましては、5月に成立したばかりで、来年から施行ということで、現在、細かい運用につきまして国で検討しておりますが、一応、所有者不明の森林につきましては、今の国の検討では、公告して6カ月以内に何も返事がなかった場合には、知事の裁定を申請するという形になっているところではございます。また、そこにつきましては、強権的というような見方をされている場合もありますけれども、その所有者不明森林の対策につきましては、今後、国が具体的に検討した内容について、情報収集に努めたいというふうに考えております。

**○高橋委員** 6カ月で、みなすと。私は、その書類が届かないと思うんですね。きょうはそういう議論はしませんけれど、これは大変な仕事だなということで、説明を聞きながら思ったところであります。

次の森林環境譲与税で、この真ん中に譲与額の一覧があるけれど、36年度から徴収じゃないですか。だから、実際に取った税で事業ができるのは37年度からなんでしょうけれど、それまでは交付税とか借入金らしいですよ。それは返さないといかんらしいですけど、ということは、国全体の額というのはどこかで減るんだろうなと思うんですけどね。

それはそれで、仕組みだから、しょうがないんでしょうが、問題は、本県の森林環境税、結局、平成36年度までには根拠がわかるんですよ。森林環境税がないと、先ほど説明があった

ように、再造林対策などができないということが。ただ、平成37年度からですよ、45年以降になると、国全体で600億ぐらいになるわけで、このときにどういった森林環境税の本県のあり方を県民に説明できるのかなというところが一つのポイントだと思うんですよ。

ちなみに、本県の現在の森林環境税の税収と年間の事業費がわかれば、教えてください。

**○美戸みやぎきの森林づくり推進室長** 税収は3億円ほどを予定しております、30年度の使途事業の予算が3億1,100万程度となっております。

**○高橋委員** ざっくり3億円の税収と事業をやっているということなだけで、市町村と県に配分される額——県全体ですよ。来年度から6億弱のお金がおりてくるわけで、後には17から18億と。だから、先ほど言いました、県の森林環境税の徴収の根拠というのが、心配といいますか、議論される場所だなということをお願いしておきます。

**○来住委員** 森林経営管理制度に関することで、すけれど、①新たな経営管理の仕組み、その中のイ、森林所有者みずからが経営管理を実行できない森林。この法律は、共産党は反対したんですけど、この森林所有者みずからが経営管理を実行できないということは、それは具体的にはどういうことを指しているんですか。実行できないというのはどの部分までなんですか。

**○日高森林経営課長** まず、この新たな森林経営管理法では、管理できない森林を市町村がかわって管理するということに焦点が行っているんですが、その法律の大前提については、森林の所有者は森林を経営管理する責務があるという、その責任をまず第1に掲げております。

そういった中で、森林を経営管理している状態とはどういう状態かということにつきましては、それぞれ県であれば、県全体の民有林を地域森林計画という形で樹立しています。市町村は、その範囲の中で、市町村森林整備計画を立てております。その市町村森林整備計画のもとになるのが、それぞれの森林所有者が立てている森林経営計画というもので、特に人工林については、植えて、どういった施業をして、いつごろに切るという形で経営計画をそれぞれ立てていただいて、それに対して補助金も投下されるというシステムでございます。

まず、その段階で森林経営計画を樹立されていない森林所有者が中心になろうかというふうに思います。その中で、森林経営計画を立てなくても、きちっと森林を巡視している、施業をしているというふうに、みずから管理されている方は対象とはなりませんけれども、現地の状況によって下刈りが十分になされてなくて、下草に被圧されている、また除・間伐が行われてなくて、森林内の下層に日が当たらずに植生が繁茂せず、災害のおそれがある、そういった森林については経営管理が行われていないということで、一応国の説明資料にはガイドラインとしては出ているところでございます。

○来住委員 それは誰が判断するんですか。

○日高森林経営課長 具体的には、市町村が、先ほど言ったように、意向調査あるいは現地調査等によって判断するようになろうかと思えます。その中で、そういった森林がどれだけあるかという集積計画を今後、市町村がつからないといけないということになろうかと思えます。

ただ、そこでどなたが判断するかということになります。県のほうとしましても、それぞれ出先機関に専門の林業普及指導員がいます。

森林組合の専門家、それと市町村、協力体制で、そのあたりは現地調査など、対応していくことになろうかと考えております。

○来住委員 非常にこれは問題でね、憲法上の問題等も当然起こってくると思うんです。かなり強権的にやろうと思えば、できないこともないと思うんですけれど。もともと、この法律をつくる時のデータ自身、偽造されていたデータがありまして、だから、つまり経営管理、意欲があるとか、ないとかというの、それもいかげんなデータで出された経緯がありました。ですから、かなり慎重にこの法については施行していかないと、大変だなと思うんですけれど。意見だけにとどめておきたいと思えます。

○重松委員 32ページの山地災害危険地区の再点検について1点だけ。

これは、こういう新たなレーザー測量を投入して危険地域を調べるので、今回の調査で4,440から5,390カ所に、見直しされたということですが、これは全県下、全部調査した結果なんですか。

○黒木自然環境課長 民有林につきまして、各市町村が全て調査しております。

○重松委員 航空機を使ってレーザー探査するんですよね。これはどういう会社がされるのでしょうか。また、その予算というのは、どこで措置されたのでしょうか。

○黒木自然環境課長 レーザー測量そのものは、宮崎河川国道事務所とか国の機関が測量したデータをいただきまして、データを活用したところでございます。

この調査につきましては、先ほどの山地治山事業の予算の中から使って調査を委託したわけなんです。コンサル会社のほうに委託をしているところでございます。

- 重松委員 おおむねどれぐらいの予算ですか。
- 黒木自然環境課長 事業費で、委託額で2,800万です。
- 重松委員 ありがとうございます。大変重要な調査だと思いますので、よろしく願いいたします。
- 西村委員 水質の測定結果のところ、五十鈴川でホウ素というのはあんまり聞きなれないんですけども、ホウ素を流す原因というのを詳しく教えていただきたいんですけど。
- 富山環境管理課長 今回のホウ素は、実をいいますと、事業者の排水が原因じゃなくて、自然的要因かなと考えております。といたしますのは、五十鈴川の河口付近にこの測定地点がございまして、海水中にホウ素が結構入っていますので、満潮時とかに入ってきた海水によって数値を上げてしまっているということが考えられています。
- 西村委員 じゃ、海水中にはそのホウ素というのがたくさんあって、それをある程度たくさん摂取すると、人体に影響があるということなんですか。
- 富山環境管理課長 海水中に4.5ppmぐらい入っていますので、この基準、1に対して4倍ぐらいの値が入っているわけなんです。ですから、特に、すぐさま飲んでどうこうなるというふうなものではございません。
- 高橋委員 海水浴場ですよ、私の地元の富士海水浴場だけAなもんだから、去年も私は質疑しているんですよ。そしたら、たまたま調査の前日、雨が降った関係で、こういう結果になりましたということなんだけれど、その前日、雨が降りましたか。
- 富山環境管理課長 昨年度いろんなことを言われていましたので、今回、慎重にやらせてい

ただきました。それで、3日間は雨が降っておりません。そういうような好条件のもとで測定はいたしました。

○高橋委員 あそこは下水道事業をやったんですよ。それで、こういう結果が出るというのは、ちょっと、本当に頭が痛くなりましたけれど。わかりました。また、いろいろと地元で協議したいと思います。

○二見委員長 関連の質疑はありますか。なければほかに。

○高橋委員 林業大学校の関係でちょっと教えてください。募集活動を行っていらっしゃいますね、学校訪問も行っていらっしゃるみたいですよ。パンフレットとポスターは、まだ私たちは見てないんですけど、もうつくられましたよね。

○日高森林経営課長 大変失礼いたしました。委員の皆様にもお持ちしたいと考えております。既に関係機関のほうに配布いたしておりますので、持参したいと思います。

○高橋委員 また後で見て、講評したいと思うんですけど。やっぱり見た目というのがあるもんだから。若い、今からの林業を担う人たちですよ。そういうモデルさんとか、いろいろと服装とか考えていらっしゃると思いますが。

あと、この基本計画の中で説明があったんだけど、いわゆる長期とか短期は本校で恐らくされると思いますけれど、それ以外の新しく朱色で書かれた下の3つの課程ですよ。やっぱり現役の方々が今から研修を受けたりするわけで、サテライト施設を恐らく活用されるんじゃないかと思いますが、この県有施設に加え、地域の公的施設だから、できるだけ研修を受けやすいカリキュラムの場所を設定していただきたいと思いますが。

○日高森林経営課長 例えば木材の研修につきましては、都城木材利用技術センターが一番場所的には効率的にはなりますけれども、県内、特に日南市等を含めて、林業関係の施設も充実したものがございますので、なるだけ県内全域でできるようなサテライト方式を採用していきたいと考えております。

○高橋委員 お願いします。

○濱砂委員 教えてください。林業大学の長期課程の募集人員15人、これはどういう過程で15人になったんですか。アンケート調査の結果とかですか。

○日高森林経営課長 みやざき林業青年アカデミーでは、大体10人程度募集しております。今後、大学校として充実する中で、全国のこういった林業大学校あるいは、1年間の林業研修施設を見てみますと、おおむね10人から20人というような募集規模になっているところでございます。

それで、アカデミーとして1年間の短期研修だけで10名ということでしたけれども、大学校とするという形で、15名程度からスタートしたらどうかということで、この規模にしているところでございます。

○濱砂委員 アンケート調査の結果とか、あるいは高校卒業生のアンケートとか、そういったものじゃないんですね。大体ここ辺ぐらいかなと。集まるかなと思うから言っているだけですよ。

○日高森林経営課長 具体的にこれぐらいの人数というようなことは、アンケート及びパブリックコメントでは、なかったところです。

ただ、パブリックコメントとアンケートを参考までに申し上げますと、意見が多かったものについては、即戦力としてほしいというような

御意見が多かったようでございます。

○濱砂委員 頑張ってください。

○二見委員長 よろしいですか。

では、そのほか、何かありませんか。

○西村委員 この前、野崎副委員長の一般質問でもあったんですけど、産廃のことです。野崎副委員長の質問は災害時における受け入れ体制云々ということで、そうなったときに県内で広く対応するとか、あと県外とのいろんな協力体制とか、いろんな話があったんですけど。現実的に今、県北のほうで非常に産廃場が手狭になって困っているという話をよく聞くんですが、それに対して、それぞれの産廃業者の方々も県にお願いしたりしていると思うんですが、今後の見通し状況が、今わかれば教えていただきたいと思っておりますけれど。

○蕪循環社会推進課長 確かに現状としまして、県域全体の中で適正に処分場とか施設が分散しているかということ、そうでない状況であることは認識しているところです。一部のところに偏っているとか。

ただ、申しましたように、他県と比べますと、全体の処理能力とか、処理容量とか、そういったところについては、全域としては達成している状況にあるものですから、今後の課題として全域内でどのようにして配置するかとかについては、業界とか協会とか、そういったところとも議論していきながら、方向性は考えていかなくちゃいけないなというふうに課題としては認識しているところです。

現状をといるところについては、まだ具体的に着手していないのが実情です。

○西村委員 現実問題として、今ある処分場の拡大であるとか、難しいでしょうが、新規参入をしていかないと。おっしゃるとおり、県南の

ほうは割と近いところといいますか、宮崎・都城地区ではまだいいんです、都城にあるからですね。ですけど、県北の遠いところからあそこまで運んでいくとかいうことになる——言い方は悪いですが、処理に困った方々がいろいろな手だてで、森林とか、いろんなところに捨ててしまう可能性というのも今後出てくると。出てきてからでは遅いなというものがあるもんですから、質問させていただきました。

どちらかしかないと思うんですよ。新規を認めるか、既存のところを広げていくかしかないもんですから、そのあたりもできるだけ早く地元、県北の業者のほうからも要望等あると思いますので、対応していただきたいと思います。

**○二見委員長** ほかに、ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後1時4分再開

**○中田農政水産部長** 農政水産部でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議案の御説明の前に、御報告とお礼を何点か申し上げたいと思います。

まず、硫黄山噴出に伴う河川の白濁についてでございます。

先月には、委員の皆様にも直接現地に足をお運びいただき、現場を確認いただいたところでございます。

また、昨日までの本会議でもさまざまな御議論をいただいたところでございますが、県とい

たしましては、地元えびの市、関係団体と連携しまして農業用水の確保など、今後の営農に向けて、短期的、中長期的な視点に立った対応をしっかりとっていく必要があるというふうに考えているところでございます。

また、後ほど御説明いたしますけれども、本会議におきまして、本件に関する補正予算をお願いしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、御案内のとおり、本年5月、みやざき地頭鶏を取り扱うエー・ピーカンパニーに対しまして、消費者庁から景品表示法に基づく措置命令が行われたところでございます。

同社は、多くの県産農畜水産物を取り扱っている企業でございますが、特にみやざき地頭鶏につきましては、その取扱量が全体の約5割という状況でございます。このため、県としましては、同社に対しまして、適切な表示を初め、法令遵守に努めるようお願いするとともに、今後、みやざき地頭鶏の生産やブランドイメージに影響を及ぼすことのないよう、関係部局・関係団体とも連携し、対応してまいりたいと考えております。

また、お礼を1点申し上げたいと思いますけれども、二見委員長におかれましては、先月25日に開催されましたみやざきの食と農を考える県民会議総会及び31日に開催されました宮崎県SAP会議連合代表者会議に御出席いただきまして、まことにありがとうございました。

それから、もう1点だけ、けさほど、ちょっとうれしいニュースが入ってきました。お昼のニュースでもちょっとやっておりましたけれども、高知県所属のカツオの一本釣りの船が波に当たって沈没しそうになって、近くにいた船がその救助に行って、18名の乗組員全員が救助

されたというニュースがやっておりますけれども、救助に行った1隻が宮崎の外浦漁協所属の55漁福丸という船でございますが、8名救助したということでございますので、御報告をしておきたいと思っております。

それでは、座って御説明させていただきます。

お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚おめくりいただきたいと思っております。

左側に目次がございますけれども、本日、農政水産部からは、予算議案が2件、それから提出報告が3件、その他報告事項が4件でございます。

まず、右側の1ページをごらんいただきたいと思っております。

予算議案でございます。

今回は、議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」に加えまして、硫黄山噴火に伴う補正予算といたしまして、議案第15号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」を追加上程させていただいております。

まず、議案第1号の一般会計補正予算につきましては、国庫補助決定等に伴うものでございまして、補正額は、その下に表がございます。太枠で囲っております議案第1号のところの一般会計の合計の欄にございますとおり、5億2,403万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第15号の硫黄山噴火に伴う補正予算額につきましては、同じく太枠の議案第15号のところ、一般会計の合計の欄にありますとおり、2億197万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

その結果、農政水産部全体の補正後の予算額は、その太枠の右の欄ですけれども、C欄の補正後の額の列の一番下、部計の欄にございます

とおり、407億6,505万4,000円となります。

補正内容の詳細につきましては、後ほど、関係課室長から説明させていただきますが、説明に際しましては、まず、議案第1号について全て御説明させていただいて、その後、議案第15号について御説明をさせていただきたいと思っております。

再度、左の目次のところを見ていただきたいんですけれども、次に、議案提出報告書といたしまして、損害賠償額を定めたことについて、それから、平成29年度宮崎県繰越明許費繰越計算書及び平成29年度宮崎県事故繰越し繰越計算書の3件について御報告をさせていただきます。

最後に、その他報告についてでございますけれども、平成29年度農畜水産物の輸出実績についてなど、4項目を挙げております。これらの詳細につきましても、後ほど、関係課室長が説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○鈴木農政企画課長 農政企画課でございます。

平成30年度6月補正予算について御説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の農政企画課のインデックスのところ、ページで申しますと35ページをお開きください。

農政企画課の6月補正額は、一般会計のみで1億8,912万円の増額補正をお願いしてございます。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄に記載してございますが、17億4,368万8,000円となります。

内容につきましては、同じ資料の37ページに記載してございまして、(事項)中山間地域活性化推進費、1の「中山間地域所得向上支援事業」でございます。

詳細につきましては、中山間農業振興室長から御説明させていただきます。

○小倉中山間農業振興室長 別冊の資料、環境農林水産常任委員会資料の2ページをお開きください。

中山間地域所得向上支援事業についてでございます。

1の事業の目的・背景でございますが、中山間地域において収益性の高い農産物等の生産・販売等の取り組みを総合的に支援し、意欲ある農業者等の所得向上を推進するものでございます。

2の事業の概要でございますが、補正額は1億8,912万円で、全額、国庫補助金でございます。

事業内容でございますが、3ページをごらんください。

図にございますとおり、本事業では、「推進事業」、「施設整備等事業」、「基盤整備事業」など、3つのメニューがございますが、今回の補正につきましては、上から2つ、推進事業と施設整備等事業を実施するものでございます。

2ページにお戻りください。

具体的には、2の(5)事業内容をごらんいただきたいと思います。

①施設整備事業で、小林市ほか5市町村の8地区におきまして鳥獣侵入防止柵の整備を行いますとともに、②推進事業で、西米良地区におきましてマーケティング調査などのジビエの販売促進・PR等を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○牛谷農業経営支援課長 歳出予算説明資料の39ページをお開きください。

当課の6月補正額は、一般会計で468万3,000円の増額をお願いしており、補正後の予算額は、右から3番目の欄の54億7,002万3,000円となり

ます。

内容について御説明いたします。41ページをお開きください。

(事項) 担い手育成総合対策事業費の1、「次世代の担い手育成支援事業」であります。

これは、次世代の担い手の確保・育成に関する取り組みを促進するために、国の事業を活用し、農業経営の法人化や規模拡大等の農業者の経営課題に、農業会議やJA宮崎中央会など、関係機関・団体と連携して対応するとともに、必要に応じて社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家を派遣するなど、農業者への相談体制の強化を行うものであります。

説明は以上でございます。

○菓子野農産園芸課長 お手元の歳出予算説明資料の43ページをお開きください。

農産園芸課の6月補正は、一般会計で3億2,734万4,000円の増額補正をお願いしております。この結果、6月補正後の予算額は、右から3番目の欄であります。27億4,180万3,000円となります。

それでは、内容について説明いたします。45ページをお開きください。

(事項) 産地パワーアップ事業費の欄、1の「産地パワーアップ計画支援事業」であります。国庫補助決定等に伴う補正でございます。

事業の内容につきましては、環境農林水産常任委員会資料で御説明いたします。4ページをお開きください。

産地パワーアップ計画支援事業でございます。

この事業は、1の事業目的・背景でございますように、平成27年のTPP協定の大筋合意を踏まえまして、農業の国際競争力強化を図るため、収益力向上に計画的に取り組む産地の生産コストの削減や高収益な栽培体系への転換等の

取り組みを支援するものです。

事業の概要につきましては、右側のポンチ絵をごらんください。

上から1の事業の流れとしましては、基金事業と整備事業の2通りの流れがございますが、いずれも、その下、県が策定した事業の実施方針を踏まえまして、地域が策定する産地パワーアップ計画に位置づけられた意欲ある中心的な経営体等が実施するハウスなどの施設整備への支援を行うことで、効率的・高収益な生産出荷体制の実現を目指します。

その下ですが、補助率は2分の1以内、さらにその下、成果目標は販売額等の10%以上の増加となっております。

左側の補正予算説明資料にお戻りいただきまして、今回の補正予算につきましては、国の追加要望調査に対しまして、今回、追加配分が行われたことに伴う増額補正を行うものでございます。

2の(1)の補正額は3億2,734万4,000円で、内容といたしましては、宮崎市ほかのキュウリ、ミニトマト等の耐候性ハウスの整備並びに川南町の法人が実施する農産物処理加工施設の整備並びにお茶等の農業機械のリース導入等を予定しております。

農産園芸課は以上でございます。

**○三浦家畜防疫対策課長** お手元の歳出予算説明資料の47ページをお開きください。

家畜防疫対策課の6月補正は、289万1,000円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目ですけれども、5億9,532万2,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。49ページをお開きください。

(事項) 家畜防疫対策費の1、「次世代の畜産

を守る家畜防疫対策事業」であります。

この事業は、農場防疫の強化支援と万一の発生に備えた迅速な防疫措置の確保に資するものでありますが、今回の補正に係る事業内容は、農場の防疫強化のために市町村自衛防疫推進協議会等が実施する動力噴霧器等の整備について追加要望がございまして、国が交付決定したことによるものでございます。

家畜防疫対策課は以上でございます。

**○鈴木農政企画課長** 続きまして、議案第15号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」について御説明をさせていただきます。

別とじの資料の「歳出予算説明資料(議案第15号)」と記載している資料をごらんください。

こちらの農政水産部のインデックスのところ、17ページから農政水産部の記載がございます。

霧島山火山活動対策といたしまして、農政水産部の6月追加補正におきましては、農業連携推進課ほか4課におきまして、一般会計のみで2億197万6,000円をお願いしております。

詳細につきましては、環境農林水産常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の6ページをごらんください。

硫黄山噴火に伴うこれまでの対応状況と今後の対策について御説明をさせていただきます。

本年4月19日、250年ぶりに硫黄山が噴火し、その影響と見られる河川の白濁により河川の水質が悪化し、水稻の作付を断念せざるを得ない地域が出てきているところでございます。

1に示しておりますとおり、宮崎県ではこれまで、地元えびの市や農業団体等と連携しながら、河川の白濁による影響の把握を行うとともに、営農継続に向けた支援対策を検討するため、地元説明会の開催や代替水源となり得る湧水の



調査支援、えびの市役所への情報連絡員の派遣などを行ってまいりました。

さらに、国に対しましては、県議会の皆様に御協力をいただきながら、鹿児島県等とともにたび重なる要望活動を実施してまいりました。

その結果、資料の2に示しておりますとおり、5月23日、農林水産省から、共済金等の早期支払いや代替水源の確保等に向けました支援対策が示されたところでございます。

これらを踏まえまして、3に示しておりますとおり、影響を受けている地域の農家が安心して営農を継続できますよう、国や関係機関とも連携し、4つの柱をもとに予算案を検討させていただきました。1つ目が、安全・安心を確保するための水質等の検査、2つ目に、安心して農業を営むための支援、3つ目に、農業を継続するための基盤の整備、4つ目に、農産物等のPR対策でございます。これら補正予算を本議会をお願いしているところでございます。

内容につきましては、資料の右側、7ページをごらんください。

本ページでは、先ほど申しました4つの柱ごとに本支援対策の全体像をお示ししております。点線で囲った部分は、農業共済や制度資金等の既存の制度等で対応していくものでございます。実線の部分が今回お願いする予算でございます。

今回説明いたしますのは、実線で囲った部分となりますので、この後、担当課室長から建制順に内容を御説明させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○外山農業連携推進課長 8ページをごらんください。

「硫黄山噴火に伴う安全・安心営農環境調査事業」であります。

これは、農業用水として利用していた長江川水系で水質悪化が確認されたことから、早急な農作物等の作付の判断や今後の営農を技術的に支援するため、水質や土壌の調査を行うとともに、消費者の不安を払拭するため、生産された農産物の安全性確認を行うものであります。

具体的には、右ページのポンチ絵をごらんください。

①の「水質及び土壌調査分析事業」では、当初、環境基準を超過していた7項目について、長江川水系の関係地域では、代替水源の30地点において、10月までは2週間置きに、11月から3月までは1カ月置きに継続的に調査するとともに、えびの市全域で100地点の水質分析と、土壌は、ヒ素、カドミウムなどの項目について、えびの市全域の50地点で調査を行うものであります。

次に、②の「農産物安全・安心確認事業」では、えびの市全域で生産された水稻や野菜などについて、出荷前にヒ素やカドミウムなどを分析するものであります。

これらの調査・分析により、ページ下にありますように、作付の判断や安全・安心な営農が行われるとともに、科学的な根拠を備えることで消費者の不安の払拭が図られるものと考えております。

8ページにお戻りください。

2の事業概要であります。予算額1,512万8,000円で、事業期間は平成30年度としております。

説明は、以上であります。

○日高みやざきブランド推進室長 常任委員会資料の10ページをお開きください。

「がんばろう！西諸」産地応援事業」であります。

1の事業目的・背景にありますとおり、硫黄山等の噴火に伴い、西諸県産を中心に、県産農畜産物のイメージダウンが危惧されるところです。このため、本事業により、西諸県産を初めとした県産農畜産物のPRを行うことでイメージアップを図るとともに、西諸県地域でのイベントを通じて、生産者の意欲高揚や地域経済の活性化などに取り組むものであります。

具体的には、右ページのポンチ絵の中ほどをごらんください。

まず、①「西諸県産農畜産物イメージアップ事業」では、知事を先頭に、大手量販店等の取引先に対し、産地の取り組みや農畜産物の安全性を説明するトップセールスを行うことで取引の拡大を推進するものであります。

また、あわせてフェアの開催や広告等を通じて、西諸県産を初めとした県産農畜産物のPRに取り組んでまいります。

次に、②「「がんばろう！西諸」地産地消フェア実施事業」では、西諸県地域において、地域の農産物直売所などが一堂に集う食の地産地消フェスタの開催や西諸県地域の直売所をめぐるイベントを実施し、地域を元気にしようという県民の意欲高揚と地域経済の活性化を図るものであります。

10ページにお戻りください。

2の事業概要であります。予算額1,271万2,000円で、事業期間は平成30年度としております。

説明は以上でございます。

**○菓子野農産園芸課長** 引き続き、12ページをお開きください。

「えびの市水田農業緊急支援事業」でございます。

本事業は、水質悪化の対策としまして、ほか

の地区でえびの米の確保をする取り組みや、被災農家の所得確保に向けました飼料作物の作付や営農再開に向けた水田の維持・増進の取り組みを支援し、えびの市の水田農業の基盤維持を図るものでございます。

事業の概要につきましては、右側のポンチ絵をごらんください。

まず、影響前の水田の利用計画と予想される変更後の問題点について説明いたします。

左側の当初の図のとおり、水質悪化の影響区域459ヘクタールのうち、水路等の農業関連施設を除きまして、実際に作付されます水田が約400ヘクタールでございます。

昨年度の作付実績から推計しました農家の当初の作付計画は、主食用米250ヘクタールのほか、ごらんなような面積でございます。このうち、二重線で囲いました部分が水質悪化の影響により例年どおりの水利用ができないことから、右側でございますが、営農計画を変更する必要が生じます。

変更後の営農計画は、現在、各農家で検討されておまして、湧水等の代替水源が利用可能な水田の一部では、主食用米やWCS用稲が作付されている状況にございますが、水稲作付が相当減少しまして、さらには、減少した分については代替作物等の作付が必要となってまいります。

このため、一番右側の課題、上から1、2でございますが、えびの米のほかの地区での作付確保や作付拡大された分の作業体制の確立が必要となります。

また、その下、課題3と4でございますが、代替作物の緊急導入や水田機能の保全、さらに、中期的視点に立ちました高収益品目等の導入検討が必要となると考えております。

これらの課題に対応するための具体的な事業内容でございますが、まず、中段の①「えびの米生産数量確保対策事業」でございます。

水質悪化の影響を受ける区域で作付できないえびの米を影響区域外で確保する取り組みを支援するため、作付拡大に必要な畦畔管理等の掛かり増し経費の一部に対しまして、資料記載はございませんが、10アール当たり1万円を定額交付するとともに、えびの市農業再生協議会が行います収穫や乾燥作業の調整を支援してまいりたいと考えております。

次に、下の段の②「代替作物導入支援事業」では、飼料作物の緊急的な作付を推進いたしませるとともに、湿田などで飼料作物に取り組みにくい農家に対しましては、来年の稲作再開に向けた地力増進作物の取り組みを推進するため、10アール当たり1万2,000円を定額で交付いたします。

また、露地野菜等の高収益作物への作付転換に必要な資材費等につきましては、国の支援事業を活用いたしまして、その2分の1を支援することとしております。

12ページ左側に戻っていただきまして、2の事業概要でございますが、予算額は4,980万3,000円、事業期間は平成30年度としております。

説明は以上でございます。

**○浜田農村計画課長** 14ページをお開きください。

「硫黄山噴火関連対策計画策定事業」であります。

本事業は、河川の水質悪化のため、農業用水の取水が困難になっているえびの市において安定的な農業用水の確保を図るため、中長期的な対策としまして、農業農村整備事業の計画樹立に必要な各種調査や事業計画書の作成を行うも

のであります。

2の事業概要の(5)の事業内容につきましては、えびの市や土地改良区などの関係機関と連携しまして、地元農家の意向をしっかりと把握した上で、国庫補助事業を事業化するための計画を策定する経費の2分の1をえびの市へ支援するものであります。

予算額は2,200万円、事業期間は平成30年度であります。

農村計画課は以上でございます。

**○盛永農村整備課長** 15ページをごらんください。

「硫黄山噴火に伴う緊急用水確保対策」であります。

本事業は、河川の白濁による水質悪化のため、農業用水の取水が困難になっている地域において、農業用水を確保するための調査や用水路の改修工事等を緊急的に実施するものであります。

2の事業の概要の(5)事業内容にあります既定の県単独事業と国庫補助事業を活用することとしております。

まず、①の「県単独土地改良事業」につきましては、河川からの取水が困難となった地域における新たな水源調査など、農業用水を確保するための緊急的な調査等を実施するものであります。

次に、②の「活力あるふるさとづくり事業」につきましては、湧水を利用した用水路のつけかえ工事や既設水路の改修工事など、代替水源の整備を実施するものであります。

最後に、③の「農業基盤整備促進事業」につきましては、畑地利用が困難な水田における乾田化対策として、暗渠排水工事等の整備を実施するものであります。

(1)の予算額は8,800万円、(2)の事業期

間は平成30年度であります。

農村整備課は以上であります。

**○谷之木畜産振興課長** 引き続き、16ページをお開きください。

「えびの市飼料生産緊急対策支援事業」でございます。

本事業は、主食用米から飼料作物に転換する場合、作業を受託するコントラクター等の強化を図るとともに、生産された飼料作物を畜産農家へしっかりと供給する体制を構築することでスムーズな転換を図るものでございます。

右側のページをごらんください。

上段の現状と課題にありますように、耕種農家が新たに飼料作物へ転換する場合、生産技術や機械の不足により、コントラクター等に作業を委託する事例が増加することによって、新たな作業が発生すること、また、飼料作物の生産量が増加することで、供給先をしっかりと確保する必要が生じることが考えられます。

そのため、今回、資料中段の対策のとおり、まずは、受託作業強化対策として、コントラクター等が圃場の条件などにより、新たに飼料作物生産に必要な機械の導入や、新たに発生する収集や運搬、保管などの作業に係る経費の一部を支援するものであります。

次に、飼料作物流通対策として、えびの市内の畜産農家への供給が確保できない場合に、広域流通に係る経費の一部を支援するものであり、これらの支援により、水田機能の保全や生産者の所得確保を図ることとしております。

左のページにお戻りいただき、2の事業の概要であります。予算額は1,433万3,000円で、事業期間は平成30年度としております。

説明は以上でございます。

**○二見委員長** 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

**○来住委員** 部長にちょっと抽象的な質問になるかもしれませんが、基本的なことを。つまり、ことしは作付できないところと、できるところは、今月いっぱいぐらいで水が来れば作付を多分できると思うんですけど、問題は来年度の作付。本会議での答弁でも幾つか述べられたんですが、来年度は硫黄山の状態や水質の状態がどんな状態になっていようとも、基本的には、稲作をしたい農家については稲作をしてもらう。つまり、水を供給しないと稲作できないわけですけど、そういう点でのまず県としての基本的な考え方——一般論になりますけれど、来年は心配せんでいいですよと、必ず稲作をしてもらいますよと、そのためには水をちゃんと供給できるように準備を今からしますから、安心して下さいということが本来は必要になると思うんです。もちろん、そう言ったって1年ないわけですから、現実にことしは植えることができなかった全ての圃場に水を間違いなく確保できるかというのは、それは自然のこともありますので、100%のことはできないんですけど、基本的な考え方としての部長のお考えを改めてちょっとお聞きしておきたいと思うんですけど。

**○中田農政水産部長** 農家の方のお話をいろいろ聞きますと、ことしはある程度仕方がない部分はあるけれど、来年はぜひ、水稻を植えたいというような御意見がたくさんあると聞いております。

それで、先ほど御説明いたしましたけれども、端的な対策として、新たな水源の調査とか、今の水量とかをしっかりと調査して、来年使える水がどれぐらいあるのか、どれぐらいの面積で水が使えるのかというのをしっかりと調査していく

必要があるというふうに思っています。

それと、もう1点、農家の皆様方の意向もあるんだろうと思います。ことしの作付をして、今まで水稲を植えて作付されていた方が、来年、全て水稲を作付するのか、場合によっては、乾田化等ができて野菜のほうに転換するとか、いろいろな考え方があるのかもしれませんが。そういう意向も踏まえて、我々としてはできるだけ意向に沿った形で基本的にはやっていきたい。

ただ、物理的な問題がございますので、どれだけ水が確保できるか、できるだけたくさん確保できるような努力をこの1年間でやっていかないといけないんだろうなと思っていますところでございます。

**○来住委員** おっしゃるとおり、水を確保できるか、できんかだけではなくて、やはり農家の皆さん方の自主的な判断だと思うんですよ。いや、もううちは稲作を少なくして野菜に変えようとか、農家によっては、野菜に転換することができる農家もあるでしょうし、できない農家も経験がないとかいうのもあったりして、基本的には農家の意向というのが何といても中心になると思うんですね。

例えば、来年もつukれない、再来年もつukれない、何年も放置するということになる、もう深刻になってくると思うんですよ。

そういう点で、まずは調査が必要で、その上で水をどう確保するかということは今から準備されると思うんですけど、その点での判断です。例えば、農家にしてみれば、絶対に水田がいいので、水稲をつくりたいんだというように農家が思っている、現実には水が来ないと来年つukれないわけですから。その辺の判断がいつごろになるのかなというのは、もちろん今からですが、田植えをする時期というのは決

まっていますから、それははずらせないですから、そこから逆算して農家に判断してもらおう。じゃあ、いつごろまでには水が確保できますよということ、農家にその材料を与えなきゃいけませんから、そういう意味での時間的なものとしてはどのようにお考えになっているのかなというのがあるんですよ。

**○中田農政水産部長** 一つは、苗の注文とか、機材の注文というのがありますので、一つの目安としては、年内にある程度の方向性を出していかないと、次の手続とかにはなかなか入れないんだろうなと思っています。

ただ、そこで全てを決定するわけではなくて、一応、ある程度の方向性を示した上で、あと、水量とか、使える水がどれくらいあるのかというのをしっかりと精査していきながら、農家の方々に正しい情報をしっかりとお伝えしていく必要があるんだろうなと考えております。

**○来住委員** もう一つだけ、今ある湧水源の水を使うということになると、それはあんまり経費が少なく済むと思うんだけど、ただ、井戸を掘るとかということになりますと、実際に井戸を掘ることに予算がかかって、今度は、井戸水を上げて実際に利用するということになれば、その経費が当然かかってきますよね。

確かに、えびの市ですから、どこでも水が出るかといったらそうでもなくて、温泉が出てくる可能性もあります。

あそこにコカ・コーラの工場があります。コカ・コーラは深層地下水をくみ上げているんじゃないかと思うんですけど、つまり、深層地下水だとか、そういうことも含めて、調べてみなきゃわからないわけですけど、その辺もお考えになっているのかなと。つまり、現在、既存の池だけでは足りなくなっちゃう。もちろん

ん長江川から取水できるようになれば問題ないんですけれど、できない可能性が当然来年も起こりますので、そこら辺はどういうふうにお考えになっているのかなと思うんですけれど。

**○浜田農村計画課長** 水源の調査を踏まえてになると思うんですけれども、ため池の水の量とか、湧水の水の量は、当然調査するとして、井戸も何カ所か掘ってみる必要があるんだろうなということは考えています。現状では、国庫補助事業で井戸を掘る事業がないので、今、国のほうに照会をかけて、国庫補助事業でできないかということ相談しているところございまして、県単で全部やるということになると、また費用面もかさみますので、国の回答を待って、また、地元のえびの市さんとも協議して、適地があるということであれば、試掘をしていくという方向で考えています。

**○来住委員** 岡元地区なんかは、かなり水が厳しいんじゃないですか。あそこは、代替の水があるのかなと思うんですけれど。

**○浜田農村計画課長** 岡元地区については、湧水が多く出るところがあるということで、ことしの水質調査でえびの市が出した結果では問題ないということで、その水を活用してことし作付される方もいるやに聞いております。あのかいわいは部分的に湧水池があるというふうに踏んでいますけれども、岡元のまた段地の違うところでは、今、議員が御指摘のとおり、水がほとんどないというエリアもあると聞いておりますので、今回、全体的な調査に着手していくので、地域ごと、水系ごとの水量というものをしっかり把握して進めていくということにしています。

**○高橋委員** 関連で、農家の意向が大事だということで、農家の意向をどこまで把握されたの

かをまずお聞きします。なぜこんなことを聞かかという、15ページの乾田化対策工事ですよ。これは、面積ではどれぐらいあるのかも後で教えてほしいんですが、結局、なぜ水稲をずっとつくってきたかですよ。それはやっぱり手間暇じゃないですか。だから、野菜を代替作物でつくるとなると、それはなかなか。問題は除草ですよ。除草対策とか、価格の問題とか。そこら辺の意向をしっかり把握されているのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

**○盛永農村整備課長** 今回の補正でお願いします暗渠排水等の事業費につきましては、現在は、地元からの意向等がまだ確認できておりませんので、今後、聞き取りをしながら、必要な部分についての暗渠排水を施工しようと考えております。

あと、用水が確保できない間の畑作利用というのにも必要になってくると思いますので、そういう意味では、将来的なものを考えて暗渠排水を実施したいというふうに考えています。

**○高橋委員** この③の事業は、緊急的な事業であって、水稲をつくらうと思えば、またつくれるわけですよ。そういう意味ですよ。

繰り返しになりますけれど、水稲をなぜつくってきたかというのは、安定した収入を確保できるということだと思うんですよ。だから、来住委員が先ほどからおっしゃっていましたように、水対策だと思うんですよ。その予算をしっかりと確保する必要があるのかなというのと、17ページで、機械の導入等の一部支援がありますよね。コントラクターとかは、専門的な特化した機械ですから、ほかのものには使えないとかいうのがあって。だから、こんな機械を買っちゃうと、水稲がつかれるようになったときにこの機械が無駄になるじゃないですか。そこら辺の

お考えとかが何かありましたら教えてください。

**○谷之木畜産振興課長** この事業につきましては、当然、これまで稲作・耕種しかやっていたりしない農家さんについては、技術的なものとか、機械がないとかということで。ただ、それだけのためにこの機械を導入するというのは、来年度になるかもわかりませんので、できましたら、基本的には、コントラクター等にそういう作業を委託する場合に、そこで必要な機械というのが出てきたら、その部分を支援しようというものでございます。

**○高橋委員** やっぱり機械は買うわけだ。わかりました。

あと1点、いわゆる補償の問題で確認なんですけれど、6ページの関係で、えびの市だけじゃなくて、隣の伊佐市とか湧水町とかで同じような対策をとられていると思うんですが。これは対策が始まった時の話だから、変更になっていればまた教えてほしいんですが、隣の湧水町とか伊佐市は陸稲ですよ。陸稲で飼料作物をつくって、それに何らかの補助を出すというような——鹿児島県かどうかは知らないけれど、多分単独だと思います。そういうのがあると不公平感が出て、えびの市の水稻をつくれぬ農家にとってはちょっとかわいそうだなという思いがあって、いわゆる支援で差異が生じているとか、そういうのは聞いてもらっていいですね。

**○鈴木農政企画課長** 今、高橋委員から御指摘いただきましたように、伊佐市と湧水町でもかなり差があるんですけれども、県とは別に市町独自の補助を考えていると聞いておまして、例えば、伊佐市ですと、10アール当たり3万5,000円程度は上増しするというような話があると報道で聞いてございます。そこは、あくまでも基

礎自治体、市町村の財政状況を踏まえました判断になるかと思いますが、県といたしましては、まずはベースとなります、先ほど委員がおっしゃったように共済金——保険と同じなんですけれども、共済の支払いをしっかりとって、それに加えて、おのおの農家の判断によって何をつくるか、もしくは、何もしないかによって、それぞれのメニューを選択していただくこととなります。今おっしゃった上乗せの部分が市町村で変わることというのは実際に把握しておりますが、そこはまさに市町村の課題かなというふうに承知しております。

**○高橋委員** 今の10アール当たり3万の上乗せというのは、宮崎でいう1万とか1万2,000円との比較でいいんでしょうか。

**○鈴木農政企画課長** 今申し上げたのは、宮崎県ではなくて、いわゆるえびの市の部分をどうするかということになります。

**○高橋委員** いわゆる1万とか1万2,000円の支援ですね。

**○鈴木農政企画課長** 今申し上げた1万とか1万2,000円の部分というのは、県の予算としてどれくらい出すかというところで、最初に御説明した伊佐市とか湧水町の話については、鹿児島県がどうこうということではなくて、伊佐市役所もしくは湧水町役場のところでどうするかということになると承知しています。

**○高橋委員** ちょっとわかりやすくお聞きするために、結果的に、えびのと隣の伊佐では総額の支援額で差がどのくらいあるというのを把握していらっしゃいますか。

**○鈴木農政企画課長** ベースとなるものの差額が生じるというのは承知しておりますが、ただ、例えば、えびの市にしても、予算をお願いしている部分でございまして、まだ予算も成立して

ございませんので、今の案の段階では少しずつ差がおのおのあるようだという事は承知しておりますが、最終的にどうなるかというのはまだ承知していないところでございます。

○高橋委員 他県なり他市なものだから、なかなか調整は難しいんですけど、しかし、結果的に差が出ると、農家から不満とかが出たりして意欲をそぐというようなことにもなりかねないものだから、陸稲の話聞いたときに、調整ができないものかということ、地元の近隣やらともいろいろ話をしたところでした。

○菓子野農産園芸課長 陸稲の件について、直接伺ったわけではないんですが、陸稲ですと、もともと水稻に比べて収量が低いとか、子実——実をとる場合はかなり評価が低いので、実際には作付されないというふうに考えてまして、さらに、今おっしゃった飼料作物は、水がないところで水稻によって飼料作物をつくる場合ですと、通常、国の経営所得安定対策の戦略作物助成がWCS用の稲には8万円支給されることになっていきますので、恐らく、それを推奨しようというふうに考えられたのではなかろうかと思います。

ただ、現在、WCS用の稲は収量がしっかりしないと、国のほうで最終的に検査といいますか、不合格になりますと8万円も支給されませんし、飼料としてもしっかりしたものができないということで、われわれが得ている情報では、そういった作付は推奨しないというふうに伺っているところでございます。

○濱砂委員 中山間もせつかく出してもらっているのです。

ジビエの鹿カレーが出ていますけれど、年間の宮崎県のジビエの大体の売り上げというのは直近の数字が出ていますか。

○小倉中山間農業振興室長 直接的な数字は伺っておりませんが、以前聞いた話では、今回の鹿カレーは西米良村のほうで開発された鹿カレーで、年間の売り上げはまだ三、四十万程度というようなこととございます。

○濱砂委員 ジビエの処理施設は、北川と西米良の2カ所だけなんですかね。

○小倉中山間農業振興室長 ジビエの処理施設といたしましては、許可をとったものでは県内に二十数カ所ございますけれども、規模として大きいのは県内で二、三カ所、西米良と諸塚と延岡に比較的大きな施設があると聞いております。

○濱砂委員 その売り上げはわかりませんか。わからなければ、後から資料でお願いします。

○小倉中山間農業振興室長 わかりました。

○濱砂委員 それと、処理加工施設はつくったけれど、そこに持ち込まれる時間は2時間以内でないといかんとかあるみたいで、それはどうなっているんですかね。

○小倉中山間農業振興室長 2時間以内に持ち込まないと、結局、臭みが残ったりとかしまして、商品価値がかなり落ちると聞いております。

○濱砂委員 聞いた話なんですけれど、山で捕獲をして、持ち出して運んでというのはとても不可能だと。例えば、西米良のその周辺だったらいいんでしょうけれど、どこまでその範囲をもって加工施設がつくられているのかというのはちょっとわからないんですけれど。狩猟のエリアが狭くなってくると、供給が間に合わないというような話も聞くんですが、例えば中間施設とかがあるかどうかもちょうとわからないんですけれど、実際に鹿を捕獲する人、狩猟する人たちの話を聞くと、なかなか持ち込みは難し



いですよと。だから、結局、闇で流通してしまうということになってしまいうらしいんですが、その辺の情報は入っていないですか。

**○小倉中山間農業振興室長** 委員がおっしゃられますとおり、非常に時間との勝負というようなことで、昨年度、都農町から西米良村のほうに運び込む実験等をしたところなんですけれども、やはり味とか品質の面ではなかなか厳しいと。

ジビエカーというのがありまして、簡単な処理が現地でできるような車——キャンピングカーみたいなのを改造したものなんですけれども、こういう車を国のほうで試しにつくられて運用、試しに試験をされているんですけれども、価格の面とか、車体がかなり大きくなりますと山には入れないとか、いろんな問題等がございましてなかなか厳しいという状況で、処理施設をふやすのかどうするのか、コスト的な面もいろいろございますので、今後、いろいろ研究していきたいと考えております。

**○濱砂委員** せっかくの、所得向上支援事業ですから、広範囲なのでそれぞれ厳しい部分があるんでしょうけれど、なるべく所得が上がるようなやり方をぜひいろいろ研究して、何とか物になるようによろしく願いいたします。

**○来住委員** 関連して、3ページの施設整備等の事業で、鳥獣侵入防止柵のことなんですけれども、先日、都城の高千穂峰の麓の高野町に行きましたら、ワイヤーメッシュの柵がされておりました、農家に、「自己負担があったの」と聞いたら、「いや、なかった。全部していただいた」と。この事業でされたのかどうかはわかりませんが、物すごく喜んでおられまして、その地域の集落が何町歩あるのか、相当な量が全部囲ってあったんですよ。それで、多分、これは

かなり長持ちするのかなと思ったんですけど、ちょっと聞きたいのは、電気柵とワイヤーメッシュのほうの価格というのかな。例えば、反当で幾らとなるのか、メーターなのかどうかわかりませんが、そこら辺のものはどうなんでしょうかね。

そして、もう一つは、ワイヤーメッシュは、数年間はもつのかなと思ったりしたんですけど、実際、米の取り入れが終わったらどうするんですかと聞いたら、そのまま置いておくと言っていましたね。僕は、1回1回撤収して、家の小屋かどこかにちゃんとしまうのかなと思ったら、そうじゃなくて、このまま置いておくんだとかという話だったんですけど、その辺のことについてもちょっと教えてください。

**○小倉中山間農業振興室長** おっしゃられましたとおり、今回の補助事業でもそうですけれども、農家の方が自分で柵を設置される場合は定額で、ほぼ100%補助で持ち出しはほとんどないという形となっております。

また、ワイヤーメッシュと電気柵の施工単価ですけれども、基本的にはおおむね電気柵がメーター当たり——電気柵については、1段、2段、3段、4段、動物の種類とか、いろんな場所の条件等によって違いますけれども、1段当たりですと120円ちょっとということで、これが5段ですと1メーター当たり大体600円程度かかるのかなと。あと、ワイヤーメッシュの場合は、高さが1メートル程度で、升目が10センチ程度の升で、約5ミリ程度の太さの鉄筋を使いますので、こちらが大体1メーター当たり1,400円程度しております。

ワイヤーメッシュは、つくるのにも、設置するのにもかなり手がかかりますし、おっしゃられたとおり、一度設置したら、周りの草刈り等

をしっかりしてもらえば、10年とかはもつというものでございます。電気柵については、なかなかそこまではもたないと。5年程度とか、はっきりした数字はございませんけれども、ワイヤーメッシュほどはもたないと。起伏のある地形でも電気柵は非常に張りやすいし、張るのに手間が余りかからないというようなことで、それぞれの地区に合わせて、動物によりまして使い分けているというのが現状でございます。

**○来住委員** わかりました。ワイヤーメッシュは、みんなから喜ばれておりまして、もっと普及をしていけばいいのかなと思いました。ありがとうございます。

**○高橋委員** ジビエ関係の処理加工施設というのは、県内にどのぐらいあるものなんですか。

**○小倉中山間農業振興室長** これは25年に調べた数字でございますけれども、食品衛生法に基づく食肉処理の届け出を行っている施設のうち、ジビエの取り扱いがあると申し出ている施設が県内に35施設ございます。

**○高橋委員** 結構あるんですね。余り聞かないものですからね。食品衛生法上の要件をクリアしていないと、売ることができませんものね。私の地元でも、意欲のある人が「ジビエをやりたいんだけど」ということで、相談があったことはあるんですけど、処理施設がないことでいろいろと悩んでいらっしまったものですか。県内まばらにこの施設があるものなんですか。例えば、県南ではどのぐらいあるものかを教えてください。

**○小倉中山間農業振興室長** 済みません。今、手元にその資料がございませんので、後ほど。

**○濱砂委員** 県が補助してつくっているジビエ施設というのはどのぐらいあるんですか。

**○小倉中山間農業振興室長** 以前のものはわか

らないんですけれども、最近では、昨年度、西米良に新しい加工施設をつくっております。

また、ことし、延岡と美郷町の南郷村に新しくそれぞれ1つずつ、処理施設をつくる計画となっております。

**○濱砂委員** 関連で、何年前かは知らないんですが、さっき言っていた北川にも何かつくっているという話を聞いたんですが。西米良が2カ所目だという話を当時に聞いたような気がするんですけど、県から補助金を受けてつくっている施設。

**○小倉中山間農業振興室長** 確かに、西米良につきましては、以前に補助事業でつくったものが少々小さくなりまして、また、現在の処理規格等からしてちょっと古くなったものですから、新しい衛生管理法をクリアするようなものということで、昨年、新しく作り直したということでございます。

これにつきましては、後ほど、資料で御提出させていただきます。

**○高橋委員** ジビエの関係で申し上げますけれども、今、処理加工施設に補助があるのであれば、ぜひ広げていただきたいなと思っているんですよ。というのが、最近、県南の平地部分でも電気柵をやっているんですよ。日南は、あと1カ月ぐらいすると水稻が収穫ですよ。風田地区、益安地区は、平地ですけど、電気柵をことしから見かけました。それだけやっぱり昨年イノシシ被害があったんですよ。だから、ジビエの処理加工施設ができれば、しっかりお金になるということで、イノシシを捕獲する猟師もふえてくるんじゃないかと思っておりますので、これはぜひ検討していただきたいと思っております。

先ほど、聞き忘れたことがあります。乾田の関係ですけど、乾田の工事というのは、暗渠

の排水工事だけですか。

○盛永農村整備課長 この事業では、暗渠排水のほか、排水路工事等も実施可能になっておりますけれども、地元の農家の皆様の意向を確認した上で、暗渠排水を実施するのか、その他の事業を実施するのかを決定していきたいと思っております。

○高橋委員 排水をしたからといって、やっぱり土壌があるからですね。いわゆる湿田であれば、水はけをよくしても、もともとの土壌の関係でなかなか畑には向かないところもあるだろうから、おっしゃいましたように、農家の意向をしっかりと聞かれた上で対策をとっていただきたいと思えます。

○二見委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○鈴木農政企画課長 私から報告を3点させていただきます。

常任委員会資料の18ページをお開きください。

まず、1つ目といたしまして、損害賠償額を定めたことについて、専決処分を行いましたので、御報告させていただきます。

事案は、県有車両、いわゆる公用車による交通事故1件でございます。

内容は、平成30年2月15日、宮崎市宮田町5番3号の県庁職員駐車場におきまして、公道に出るために前進したところ、公用車が前方に急発進し、隣接する駐車場に駐車していた相手方の車の右後部に追突したものでございます。

原因は、公用車の運転者がアクセルを踏んだままパーキングブレーキを解除する——いわゆる坂道発進のような感じなんですけれども、そういう状況で誤った運転操作を行ったことによ

りまして車に突っ込んだということでございます。

なお、損害賠償額は28万9,000円でございますが、こちらにつきましては、県が加入しております任意保険から全額支払われております。

交通安全につきましては、機会があるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、今後とも一層の徹底が図られますよう、再発防止に向けまして厳しく指導してまいりたいと考えてございます。

損害賠償額を定めたことについては以上でございます。

続きまして、常任委員会資料の20ページをお開きください。

2つ目の報告事項といたしまして、平成29年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御説明させていただきます。

これは、平成29年度の議会において承認いただきました繰越事業につきまして、繰越額が確定いたしましたので、御報告を行うものでございます。

20ページの一番下の欄に記載してございまして、農政水産部全体で26事業、繰越額は126億3,560万9,795円となっております。

繰り越しの主な理由といたしましては、国の補正予算の関係等により、工期が不足することによるものと、事業主体において事業が繰り越しとなるものによるものでございます。

続きまして、21ページ、3つ目の報告事項でございます。平成29年度宮崎県事故繰越し繰越計算書についてでございます。

これらの事業は、国の補正予算の平成28年度2月補正予算で計上し、平成29年度に繰り越した事業でございますが、年度内の完了が困難となり、事故繰り越ししたものでございます。

繰越額は2事業で7億8,112万1,000円となっております。

繰り越しの主な理由といたしましては、事業主体において、施設整備予定地での埋蔵文化財発掘調査に日時を要したものと地域住民との調整に日時を要したことによるものでございます。

なお、繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図り、早期完了に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○外山農業連携推進課長 常任委員会資料22ページをお開きください。

平成29年度の農畜水産物の輸出実績について説明をいたします。

平成29年度の本県の農畜水産物の輸出実績は、前年度比135%の46億4,000万円と過去最高を記録いたしました。

品目別の実績について、主なものを説明いたします。

中段の品目別実績の表をごらんください。

まず、畜産物の牛肉が、昨年9月に、16年ぶりに輸出が解禁となった台湾へ、国内第1号として輸出したことなどによりまして、前年度比141%の35億4,000万円と大きく伸びております。

また、その上の農産物では、カンショがアジア各国での需要の高まりにより、前年度比120%の2億9,000万円、茶がニーズのある有機栽培茶の輸出増で、前年度比348%の2億円、表下の水産物は、養殖ブリを中心に、前年とほぼ同額の

4億7,000万円となっております。

次に、輸出先国別の実績では、下段の表にありますように、平成29年度の金額の高い順に見ますと、香港が前年度比119%の17億6,000万円で第1位、次いでアメリカが前年度比121%の11億7,000万円、台湾が366%の8億円となっており、東アジアが前年度比140%、アメリカ・EUなどの東アジア以外においても前年度比125%と順調に伸びております。

県といたしましては、引き続き、企業・団体等と連携して、さらなる輸出拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○徳留農業担い手対策室長 委員会資料の23ページをお開きください。

新規就農者の確保・育成の状況について御説明します。

1の現状と課題ですが、新規就農者の就農状況の表をごらんください。

新規就農者数は、近年は増加傾向にあり、平成29年は平成に入って最高となる406人が就農しました。

内訳ですが、法人就農が237名の約6割と自営就農を上回っております。

また、下の経営類型別を見ますと、耕種部門では施設野菜と露地野菜が100名以上、畜産では肉用牛が多くなっております。

なお、右の地域別を見ますと、中部や児湯地域は100名以上ですが、一方、東臼杵、西臼杵はそれぞれ9名と少なく、地域によって大きく偏っていることから、県全体に満遍なく就農してもらう環境整備が必要となっております。

次に、2の取り組みの内容ですが、速やかに新規就農できますよう、耕種部門では、みやざき農業実践塾や各JAの就農トレーニング施設

において、また、畜産におきましては、JAの繁殖・肥育センターや農業法人での技術習得を行うなど、就農トレーニング体制の整備を行っております。

また、就農したものの、すぐに離農するなど mismatches を防ぐため、農業法人で数カ月体験するお試し就農を行っておりますが、3年間で61名が継続雇用し、さらに11名が自営就農いたしました。

今後は、各機関で実施している就農相談を確実に新規就農につなげられるよう、情報を一元管理できるデータベースの構築を行うことで、新規就農後のフォローアップにも生かすとともに、県内各地の就農トレーニング施設の運営者が各就農相談会に参加していただくことで、県内全域への新規就農を促してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

**○牛谷農業経営支援課長** 同じ資料の24ページをごらんください。

農地中間管理事業の実施状況について御報告いたします。

まず、平成29年度の農地中間管理事業の実績についてでございます。

平成29年度は、農地中間管理機構による転貸面積3,000ヘクタールを目標にして、機構を中心にしまして市町村や農業会議などと連携して取り組んでまいりました。

その結果、表1のとおり、転貸面積は1,540ヘクタールと目標には届きませんでしたが、前年度比145%、耕地面積に占めます機構の転貸面積の割合は、九州管内で最も高い2.3%となったところでございます。

平成26年度からの累計の転貸面積も4,813ヘクタールとなり、耕地面積の107%を占めている状

況でございます。

ページ下段の図1をごらんください。

平成26年度以降の市町村ごとの取り組み実績をまとめたものでございます。

例えば、都城市では、農地の集積・集約化に意欲のある露地園芸法人を中心に、小林市、西都市、宮崎市などでは、圃場整備や畑かん整備を契機に土地改良区とも連携しながら、高千穂町では、中山間地域等直接支払制度の協定集落を中心に事業を推進するなど、地域農業の実情に応じた事業推進が行われ、これまでに全ての市町村において機構の活用が図られたところでございます。

次に、平成30年度の取り組み方針について御報告いたします。

資料の25ページをごらんください。

地域で中心となる担い手が農業経営を効率的に行えるよう、引き続き農地の集積・集約化を着実に進めていく必要がありますことから、本年度の機構活用による目標面積は前年度と同様3,000ヘクタールとし、関係機関・団体が一体となって、主に以下の3つの重点事項に取り組むこととしたところでございます。

まず、シャッフル——これは農地の再配分のことですが、シャッフルによります農地の集約化でございます。

上段左側の絵にありますように、ちょっと見にくいんですが、農地を集約化して担い手農家に集積することは、農業経営の効率化に大きく貢献しますことから、県内5町村のモデル地区や昨年度策定いたしました手引などを活用し、取り組むこととしております。

2つ目は、ページ中ほどの圃場整備等との一体的な推進でございます。

圃場整備や畑かん整備の機会にあわせて、機

構を活用した農地の集積・集約化を促進しますとともに、本年度、国において新たに予算化されました農地中間管理機構関連農地整備事業の実施に向け、関係部署と連携して取り組んでまいります。

最後に、ページ下段の産地振興や担い手対策等と連動した取り組みです。

県内各産地でビジョンの実現に向けた取り組みや農地を集積する集落営農、U I J など、新たな農業参入者への支援策等と一体的に事業を推進することとしております。

本年度の3,000ヘクタールの目標は、高い目標ではありますが、関係機関・団体が一体となって、その実現に向けたこれらの取り組みを推進してまいります。

説明は以上でございます。

**○浜田農村計画課長** 26ページをお開きください。

宮崎県農村地域への産業の導入に関する基本計画について御報告いたします。

まず、1の計画策定の背景でございますが、昨年6月に当計画の根拠法令であります「農村地域工業等導入促進法」が「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」へと名称とともに改正されまして、国の基本方針が見直しされたため、今回、県の計画を見直したものでございます。

次の27ページ下段の米印のところをごらんいただきますと、この法律は、農村地域において新たな雇用を創出する産業を計画的に導入し、魅力ある農村づくりに資するものでありますが、今回の法改正におきまして、業種を工業等に限定せず、農村地域において立地ニーズが高いと見込まれる産業にも業種を拡大することとされたところであります。

前のページにお戻りください。

2の制度の概要の(1)の制度体系にありますように、国は基本計画の指針となる基本方針を策定し、県はこの方針に即して主務大臣との協議の上、基本計画を策定することとされております。

また、市町村は具体的な産業導入地区の規模や立地スケジュール、雇用目標等を実施計画に定め、県との協議・同意を経て産業導入を進めていくこととなります。

(2)の支援措置でございますが、市町村が実施計画を策定することにより、産業導入地区におきましては以下の支援を受けることができます。

主なものとしたしましては、①の土地利用上の措置では、農地転用の許可や農用地区域からの除外が可能となるものであります。

また、②の予算上の措置では、例えば、地区内に農林水産物の処理加工施設などを整備する場合には、農山漁村振興交付金等が活用できることなどがあります。

(3)の期待される効果といたしましては、これらの支援措置を講じることで、農村地域の農業者を含めた住民の安定した就業機会の確保や農地の集積・集約化、ひいては、農業者や地域住民が住み続けられる魅力ある農村づくりが期待されるところであります。

次に、3の現状についてであります。

本県における農村産業導入の状況でございますが、①の実実施計画策定地区数が16市町の37地区であり、②の操業企業数につきましては、平成29年3月時点で133社となっております。

27ページをごらんください。

4の基本計画の変更についてであります。

(1)の基本計画の策定経過にありますとお

り、本計画につきましては、県農政審議会への諮問や国との協議を経て、6月4日に公表したところであります。

(2)の基本計画の主な改定点でございますが、①にありますとおり、地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業を導入するものとして、導入対象業種に小売業種を追加しております。

また、③の産業導入地区に農用地等を含める場合の調整にありますとおり、周辺農地の農業上の利用に支障を生じないことや、農地中間管理機構関連事業等への取り組みに支障を生じないようにすることとしております。

(3)の基本計画の目標年次は、平成33年度であります。

農村計画課からは以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○濱砂委員 22ページの輸出実績の概要なんですけど、2番の品目別実績のうちの牛肉が141%と非常に伸びているんですが、九州管内の各県の実績——今すぐはわからないでしょうから、資料で提出していただけますか。特に、鹿児島、それから佐賀あたりの牛肉がどのように動いているのか、出ていれば教えてください。

○谷之木畜産振興課長 九州各県については手元にございませし、鹿児島県は宮崎のような形で県産の牛肉の輸出量という数字を出しておりません。鹿児島県の場合は、鹿児島県の食肉処理施設で処理したものが輸出された量しか出ておりませんで、ほかの県も同様なことだと思いますけれど、そちらのほうを調べて、またお示ししたいと思います。

○濱砂委員 資料でお願いします。

○重松委員 同じ関連で、お茶は数量で415%、金額で348%ということで、好調の原因が有機栽培とおっしゃったんですけど、好調の理由をもう少し具体的に教えてもらえませんか。

○外山農業連携推進課長 今、お茶は海外で需要が非常に伸びています。その背景は、日本食ブームと、それから健康志向と、今、委員がおっしゃられましたオーガニック志向によるところがあるということでございます。

それと、お茶の中でも抹茶の需要が伸びておりまして、お菓子の原料として使ったり、スターバックスコーヒーの抹茶商品が売れているというようなことが背景にあると聞いております。

本県も、輸出に取り組んでいるお茶農家の多くは、有機JASに取り組んでいる農家の方で、オーガニックのお茶として輸出がふえているという状況でございます。

○重松委員 健康志向でそういう形になっているということですね。

もう一つ、養殖ブリと書いてあるんですが、水産物についてはこの養殖ブリのみなんですか。

○福井水産政策課長 ほとんどが養殖ブリになります。あと一部、韓国向けの活魚がございます。

○重松委員 わかりました。すごく好調なので、またしっかり頑張っていただきたいと思います。

○高橋委員 牛肉の輸出で、香港とアメリカでは、やっぱり香港のほうが輸出の量・額面は多いんでしょうか。

○谷之木畜産振興課長 国別では香港が一番多くて、昨年度の実績では137トンの12億3,000万円ほどでございます。それから、2番目がアメリカでございまして、127トンで11億4,000万円

ほどということになっております。

○高橋委員 もう少し差があるかと思ったら、アメリカには結構輸出してきていますね。そして、アカデミー効果で伸びしろがまだいっぱいあるんじゃないかなと思うんですよ。かなり名を売りましたよね。だから、アメリカは結構伸びてくるんじゃないかと期待していいんじゃないですか。

○谷之木畜産振興課長 委員が御指摘のとおり、3月のアカデミー賞のアフターパーティーは非常にわかりやすい実績でございまして、特にアメリカは伸びしろが大きいと思いますので、向こうの輸出の業者とも一緒になって、推進してまいりたいと思います。

○濱砂委員 今の話なんですが、供給は実際どうですか。間に合っているんですか。アメリカに輸出をする、販路を拡大していくというのに追いつくものですか。

○谷之木畜産振興課長 御指摘のとおり、輸出は拡大したけれども、物が無いというようなことになると非常に困りますので、そちらの生産基盤対策につきましては、数年前から補助事業等を活用して牛舎等の建設もしてございまして、繁殖雌牛の頭数も、ここ二、三年は増加傾向で、計画の中で32年目標にしておりました雌牛8万頭というのも、29年2月の統計で既に8万頭を超しております。今後とも引き続き生産基盤対策、それから生産性の向上をしっかりと図って、生産のほうはしっかりやっていきたいと思っております。

○高橋委員 農地中間管理事業なんですけれど、たしか、集約の目標が8割でしたかね。九州で1位と言ったものの、みんな低い数値で競争し合っているんでしょし、どこも壁にぶち当たっているというか、悩んでいると思うんです

よ。3,000ヘクタールの目標に対しての1,540だから、半分ですよ。九州各県の共通している悩みというのは同じじゃないかと思うんですが、大きな悩みというのは何でしょうか。

○牛谷農業経営支援課長 委員が御指摘のとおり、九州各県で伸び悩んでいるということでございますが、九州各県だけではなくて、全国的に国の政策として思うようになかなか伸びていない。当然、我が県も、昨年も委員には見ていただいたところでございますが、昨年からは伸びてはおりますが、目標の半分程度ということで目標になかなか達していないという実情がございまして。

この理由ですけれども、当初、それなりの面積が各県も集まっていた機構の実績として上がっていたところですが、全体としては、中間管理で転貸するとなると、農地を出す方々と受ける方々が両方、話し合いに基づいて担い手に集積していきまじとか、そういう体制、話し合い活動がしっかりとしたところから出ていくこととなります。当然個別に出される場合もあるんですけれども、面積を確保するとそういう取り組みが必要になります。その部分が一段落ついたというようなことで、現在、伸び悩んでいるという状況にございまして、今後伸ばしていくためには、地元の話し合い活動をしっかりと、新たなところを掘り起こしていく必要があるということで考えております。

○高橋委員 農地中間管理事業で、いわゆる農地改革ですよ。強権的な条項が土地集約するに当たっての手段としてあったんじゃないですか。

午前中、森林経営法の事業の関係で——森林のほうは法の施行が来年からなんですけれど、ここにも何か強権的に、放棄された森林について



ては文書で通知して、6カ月間内に戻さなければ、最後は県知事が裁定をして、職権でそれを事業化に繰り込めると。これは農地管理のところでは適用はないんですか。

**○牛谷農業経営支援課長** その仕組みはございますが、全国的にも取り組んでいる県、実際にやっている県というのは少なく、当然本県もまだそこまでは至っておりません。

**○高橋委員** 人の土地ですから、職権でなかなかできるもんじゃないと思うので、慎重にやるべき。それは山もそうだと思います。ちょっと手間暇かかりますけれど、じっくり事業を進めていただきたいと思います。

**○鈴木農政企画課長** 今の法律の話なんですけれども、前提となるのが、所有者が不明となっている土地——農地ですとか、今度の林野庁のつくった法律も所有者がわからない林地について、一定程度、わからないけれど事業に参加してほしいところをやるという仕組みなので、その所有者がわかっているところを強権的にやるという仕組みではないということを御理解いただければと思っております。(「また論議させてください」と呼ぶ者あり)

**○二見委員長** ほか、ありませんか。

なければ、私からいいですか。

この新規就農者の確保育成の関係でお聞きしたいんですけれども、この表の中にあるように、新規就農者の中には後継者就農という方もいらっしゃるんです。いろいろ話を伺っていると、新たに、今まで農業をやっていなかった方が始めるに当たっては、いろんな助成とかがあるんですけれども、この後継者就農については、なかなかそういうメニューがないという声をよく聞くんです。ここ辺の取り扱いというのは、どういうふうに県は考えていらっしゃるんですか。

**○徳留農業担い手対策室長** 委員のおっしゃるとおりでございまして、現在の制度については、新規で始める方について優遇する制度というのが多くなっているのが現状でございまして。

しかしながら、後継者就農につきましては、従来どおり親元就農ということになりますと、基盤を持っているということもありまして、例えば、ほかの補助事業を活用するとかいうことで新規就農をしていただきたいとも考えておりますが、基本的なところとしまして、本県はやはり親元就農というのが多うございまして、これについては県を挙げて、国には現在この制度についての見直しをお願い、御相談しているような状況でございまして。

**○二見委員長** 親元就農はわかるんですけど、1世代超えたら、これは新規就農になるんですか。例えば、祖父、祖母がやっているところを孫が受け継いだというときは、これは親元じゃないと思うんですけども、そういう例というのはどうなるんですか。

**○徳留農業担い手対策室長** 新規就農の基準としまして、3親等以内は該当しないということになっておりますので、現時点では、それは新規就農とは考えないということになります。

**○二見委員長** 親元就農になるということですね。ほかの補助メニューがあるということなんですけれども、宮崎県としては後継者就農は多いということなんですけど、逆に、結構継いでくれないという話もよく聞くんです。そこ辺はどうなんですかね。どっちかという、多いからそういう補助は少ないんですよという説明なんですけど、一方では継いでくれないで困っているという人たちもいるんですけれども、それに對する県の見解というのはどうなんですか。

**○徳留農業担い手対策室長** これにつきまして

は、一つは、農家の方の経営の問題というのも大きくかかわっているんじゃないかと思っております。

例えば、この資料の中で、中部地域が130名と一番多いんですけども、内訳を見ますと、この130名のうち後継者につきましては49名、新規参入が18名という感じになっておりまして、一方、児湯地域につきましては、後継者が13名ということで少なくなっております。地域によって大きく偏りがあるわけですけども、一つは、やはり経営がしっかりしたものを親がつくっていく。私たちもそれを支援していくということが、まず第一かなと思っております。

**○二見委員長** 経営がうまくいっているところで引継ぎがうまくいくというのは当然でしょう。でも、それが難しいからいろんな課題になっているのであって、やっぱりそこ辺をちゃんと把握して、なぜ経営がうまくいかないのか。また、若者の中でも、本当だったら後を継いでやりたいと思っている人たちは多いと思うんです。そこに対するサポート支援というのはやっぱり必要なんじゃないかなと思うんですが、そこに対する支援というのは、今、何かしていらっしゃるんですか。

**○牛谷農業経営支援課長** 幾つかございますが、当然学生のころから農業高校でありますとか、あるいは農大校等がありますけれども、農大校の生徒につきましては、しっかりとした教育をやっていくということと、あと、農大校に入っただけで生徒も当然そういう農業系の学校が、全部じゃなくて、普通科からも多く来られるということもございまして、高大連携とか、そういうことで、高校に出向いて農大校の取り組みでありますとか、県の取り組みとか、農業のよさをPRするような取り組みをしております。

また、農大校におきましても、実際の経営をされている法人の方に講師になってもらったりとか、あるいは、女性の方々にも講師になって講演をやっていただくなど、農業のいい面をしっかりと伝えるような取り組みをやっておりまして、農業後継者、農業に魅力を感じていただけるような仕組みに取り組んでいるところでございます。

また、首都圏での農業相談会というのをやっておりますけれども、そういうのに参加いただく方々を見ても、やはり本県出身でありながら首都圏とかでほかの職業についていらっしゃる方とかもいらっしゃいますので、そういう方々にしっかりと情報をおつなぎできるように、今後はそういう方々をリスト化して、データベース化して、常に帰ってきてくださいというような情報をお伝えするような仕組みもつくっていきたくということで考えておりまして、当然、そういう方々は農家出身で、後継者であったという方が非常に多いので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

**○二見委員長** 質問にはしませんけれども、やっぱりそこ辺の現状をちゃんと把握した上で。後継者であれば、田んぼ、畑の農地はあるかもしれません。だけれど、農業機械とか、ハウスの更新とか、そういったところで、農業というのは初期投資、費用というのは結構かかりますよね。だから、やっぱりこういう新規の就農者の方たちに対しては手厚く、宮崎で農業をやってほしい、どんどん就農人口をふやしていきたいという取り組みをしているわけなんですけれども、本来は、まずはここでやっている人たちがやめないで続けられるという農業を確立していくことのほうが大事だと思うので、ここへの検討というものをさせていただきたいなど。これは

私の意見ですので、また今後御検討いただければと思います。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 そのほか何かありませんか。

○高橋委員 きのうの本会議で厳しい指摘がありました地鶏料理の\*偽装表示ですか、この件で。まずは、一つ確認したいのは、例えば地頭鶏の炭火焼きとか、地頭鶏という表示があったんでしょうか。新聞で言うと、あれはチキン南蛮とかの書き方がしてあったもんだから、まずその確認をします。

○谷之木畜産振興課長 事実としまして、メニュー全体のイメージが地鶏だろうと消費者に認識されるような形で。チキン南蛮とかに産地が国産とか、地頭鶏とか書いてあったわけじゃないですけども、そういうことで優良誤認を与えるということでの指摘でございました。

○高橋委員 それと、ちょっと不思議に思ったのは、お客さんからのクレームじゃないですか。よくわかったなと思って。地鶏と地鶏じゃないものの差というのは、よほどたけた人じゃないと、プロじゃないと、なかなか見抜けないと思います。

だから、内部告発があってそのお客さんに言われたとか、そういうことは把握していらっしゃるんですか。

○日高みやざきブランド推進室長 内部告発といったような情報は私どもは聞いておりません。

○高橋委員 わかりました。先ほど説明がありましたように、地鶏メニューということで、具体的に地頭鶏とかそういう名前とかは出てこなかったということで、安心はするものの、塚田農場ですよね。ここに宮崎県の地頭鶏生産農家というのはほとんど提供しているわけです。だ

から、エー・ピーカンパニーが仕入れる量によって、生産者は出荷が決まる。御存じのように、ちょっと前までは、右肩下がりだったんです。そのときには大分顔色が悪かったです。また最近持ち直したから、いいですわとおっしゃっていた矢先なんです。

最近のエー・ピーカンパニーの状況はどうなんですか。わかっている範囲で。

○谷之木畜産振興課長 エー・ピーカンパニーそのものの経営については、日本経済新聞の情報でしかないんですけども、ことしの6月1日の情報によりますと、エー・ピーカンパニーについては黒字転換していると記載があります。

○高橋委員 ひとつ、右肩上がりで、生産者もどんどん出荷をしていった時期があって、それが頭打ちになって店舗を減らしました。その関係もあって生産調整をせざるを得ない状況がありました。繰り返しになりますが、こういったときに、またこの事案ですから。

ただ、本当かどうかわかりませんが、エー・ピーカンパニーが、むしろ地頭鶏を取り扱わざるを得なくなったと。今までは\*偽装してたわけじゃないですか。その分はもう\*偽装できないわけだから、生産者はそれでよかったわと言う人もいたんですよ。一時的なものでしょうけれどね。

ただ、申し上げますように、エー・ピーカンパニーの景気いかに左右されているという経緯があったもんだから、塚田農場がこういことになって、イメージダウンにつながると、お客さんが減って行って仕入れも減るといことになりますから、そういう心配をしております。

○大久津畜産新生推進局長 宮崎地頭鶏とエー・ピーカンパニーのこれまでの関係性というか、

※54ページに訂正発言あり

かかわりの経緯と、今の県の考え方を説明させていただきたいと思います。

御案内のとおり、地頭鶏は昭和60年ぐらいから宮崎地鶏ということで研究開発をしまして、平成8年に宮崎地鶏として普及しようということで、生産を始めたところでございます。

その中で、平成16年に、ほかの地鶏との差別化を図るために、新しくみやざき地頭鶏という命名をいたしまして、そこから少しずつ生産拡大をし、そういった状況の中でエー・ピーカンパニーさんが、御存じのとおり日南で自社農場をつくられたりとか、加工場、元ビナセンター、こういったことを生産者と一緒になって拡大していこうということで、やられてきております。

そういったときに、平成19年に本県で初めて高病原性鳥インフルエンザが発生いたしまして、その後は、鶏卵・鶏肉に対する風評被害について、県もPR等の風評被害対策を一生懸命やる中で、このときにエー・ピーカンパニーさんがちょうど業態改革、店舗の拡大ということの中で取り引きが始まって、少しずつふえていきましたので、そこに一気にこの取り引きがふえていき、そして、PRしていただいたということで、その時代から宮崎地鶏が全国区になったという背景がございます。

そのときに、一部では生産過剰気味で在庫を抱えた生産者の分も引き取っていただいて、生産拡大しながら、みやざき地頭鶏が今現在に至って、平成28年の国のデータによりますと、徳島の阿波尾鶏、名古屋コーチン、そしてみやざき地頭鶏と、全国3位の位置づけまで今、至っているところでございます。

そういった中で、今回の事案でございます。エー・ピーカンパニーが措置命令を受けたということは、農政水産部として本当に遺憾でござ

いますし、重く受けとめております。

先ほどとダブりますけれども、エー・ピーカンパニーは、自社農場を初め、契約農場、元ビナ加工センターまで含めていろんな運営を産地とも一体的に連携してやる中で、県全体の5割のみやざき地頭鶏を、今取り扱っていただいているところでございます。

こういった状況の中で、今回の事案ということで、社長みずからが来県いただきまして、みやざき地頭鶏事業協同組合——ここが今核になっている推進母体ですけれども、ここやら、生産者、市町村、いろんなところを集めていただきまして、措置命令までの経過説明をやっていただき、また、産地の皆さん方に大変心配、不安を与えたということに対する謝罪もあり、また、これまでの取り組み、改善状況、さらには今後もさらなるみやざき地頭鶏の取り引きをしっかりとっていききたい。そういった意思表示等も含めて、産地の皆さん方、事業協同組合の役員・職員、そして、県のほうもその場で立ち会って説明を受けたところでございます。

それと同時に、一方では残りの5割はほかの指定店でございますので、そういったところが措置命令によって、風評被害を懸念して取り引きを減らしたりとか、または、ほかの店舗でのお客さんが減ったりとかいうことを一番心配したわけでございますが、まずは、事業協同組合からこういった事案が出ましたので、エー・ピーカンパニー以外の指定店の皆様方に対して適正表示というのを再度徹底をお願いするという事で文書を出しまして、あと、全国で展開されている複数店舗等については、県の出先事務所と事業協同組合の役員が直接赴きまして、今回の経過と今後の取り引きについてもまたお願いするという事の、説明をしたわけでござい

ます。現段階では冷静な対応といいますか、変わらずの対応でいくという形で、私どもが心配したところまでは至っていないという状況でございます。

しかしながら、こういった事案というのは、一つ間違えば生産者にとっては大きなリスクでございますので、今後ともエー・ピーカンパニーにおかれては、自社の取り組みというのがほかの生産者またはほかの取引業者にもすごく影響を与えるんだということで、十分認識していただきながら、消費者の信頼回復——これについてはもう昨年度の夏から一生懸命やっていたいておりますが、さらに頑張ってください適正な表示のもとで、宮崎地鶏についても今後とも連携しながらしっかり取り組んでいただきたいということをお話も申し上げましたし、向こうからもそういった表明をいただいたところでございます。

ただ、今約60万羽ぐらいの生産ではございますが、今後、県としては90万羽ぐらいまでもっていこうとしております。そういった中では、やはり5割というのは、結構割合が大きいということで、ほかの指定店の販路拡大というのを今後、県、事業協同組合と一緒に、生産者と知恵を出しながら拡大していこうということを、今、進めているところでございます。

こういった形でしっかり今後もこんな事案が起きないように、さらにはまた、これを契機に、さらにみやざき地頭鶏の生産拡大を進めていきたいと思っております。

**○高橋委員** みやざき地頭鶏は宮崎の大切なブランドです。おっしゃいましたように、他の部局ともしっかり連携をとっていただいて、90万羽は、不可能な数字じゃないと思います。生産農家は頑張っていますから、ぜひしっかり取り

組んでいただきたいと思います。

**○濱砂委員** 読売新聞にきのうの日付で「県の違反疑い認識、契約」というのが出ているんです。このエー・ピーカンパニーという会社は東京に本社があって、日本各地に養鶏場を持っているんですか。

**○谷之木畜産振興課長** 本県以外にも全国展開をされております。養鶏場につきましては、1農場を日南市のほうに有しています。

**○濱砂委員** それから、居酒屋の塚田農場というのは何店舗ぐらいあるんですか。

**○谷之木畜産振興課長** 塚田農場日南市という名前がついたもの、それから日向市という名前がついたものがございますけれども、塚田農場という名前がついたものにつきましては、全国で89店舗ございます。

そのほか、エー・ピーカンパニーの指定店になっておりますのが、先ほどの89店舗を合わせて93店舗です。

これは指定店の数でございますが、指定店になっていないお店もございます。

**○濱砂委員** 明らかに日南とか、日向とか、こういう名前を使うことによって宮崎の地鶏という、いわゆる宣伝をしているわけです。

宮崎の地頭鶏の指定店数というのを、前回の勉強会のときに伺ったんですが、県内3店舗、県外に90店舗という記憶があるんですが、そうだったですかね。

**○谷之木畜産振興課長** 今、委員おっしゃられたとおりの数字でございます。

**○濱砂委員** そのうちの塚田農場の店舗数は、このうち何店舗になるのですか。

**○谷之木畜産振興課長** エー・ピーカンパニーの指定店が93店舗です。

**○濱砂委員** 93店舗ですね。いわゆる宮崎の地

頭鶏の指定店は県内に69店舗、県外に155店舗なんです。6割ぐらいを占めていると。

○谷之木畜産振興課長 地頭鶏の指定店そのものは県内が69、県外が155、計224店舗でございます。そのうちエー・ピーカンパニーの指定店が県内3店舗、県外が90店舗の93店舗でございます。

○濱砂委員 半分弱ですね。この地頭鶏の商標は、どこが持っているんですか。県が持っているんですか。

○谷之木畜産振興課長 みやざき地頭鶏事業協同組合でございます。

○濱砂委員 こういうことが起きてしまったのは、もうどうにもならないんですが、宮崎の地頭鶏というのが、ほとんどの塚田農場の全店舗で使われていると。で、その一部でこういう報道がなされたということで、全店舗がやっぱり信用を落としてしまう。次いで、宮崎地鶏というブランドも信頼を失ってしまうというようなことがあるんですが、先ほど、局長から今までのいきさつも含めて話がありましたけれど、県として、これ以上の対応ということは、もう考えておられないんですか。

商工観光労働部の問題が、主なことなんでしょうけれど、生産を所管する農政水産部としてはどのようにお考えですか。

○大久津畜産新生推進局長 先ほど申し上げましたように、今回のような事案というのは二度とあってほしくないということで、指定店についての指導とか、組合を通じての情報共有。それと、エー・ピーカンパニーが現在は5割ですけども、今後生産拡大をするに当たっては、5割というのはやっぱりウエートが高いだろうとは思っております。そういった中で、他の取り扱い指定店を拡大するためにどうしていくか

というのを今後やらないといけないというのが、事業協同組合の役員一同の見解でございますので、ことしはこういったものの検討を進めながら、ちょうど事業協同組合は創立10周年をことし迎えるもんですから、一つの契機として再構築しながら、新たな体制、地頭鶏を全国にふやしていくための方向性をことしは十分検討していきながら、やっていきたいと思っております。

さらに、エー・ピーカンパニーさんとは、今回で終わりではなくて、いろんな情報を共有したりとか、指導の面でも徹底していこうと思っております。

それで、日南のほうにも地頭鶏ランドという自社農場もございますので、そういったところも含めて、県内の農家さんにも産地での安全・安心も含めた指導を、連携しながら徹底してやっていこうと。そして、販売面についても、事業協同組合が中心となって、しっかりこういった事案が出ないような形の情報共有とか、指導をしっかりやっていきたいなと思っております。

○濱砂委員 宮崎全体の鶏の生産量というのはどのくらいあるんですか。そのうちの地頭鶏はどのくらい占めているんですか。

○谷之木畜産振興課長 養鶏の産出額ですけれども、880億円でございます。それと、羽数につきましては、ブロイラーの出荷羽数が、28年で約1億3,000万羽ぐらいで、地頭鶏が約60万羽でございます。

○濱砂委員 割合としては、そんなにない。

○谷之木畜産振興課長 失礼しました。そのうちではございません。今のはブロイラーの数字と地頭鶏の数字でございます。最初申し上げたのがブロイラーの。

○濱砂委員 1億3,000万羽はブロイラーか。

○谷之木畜産振興課長 1億3,000万羽につきま

しては、ブローラーの出荷数でございます。

**○濱砂委員** だから、全体的な生産量から比べると非常に少ないんです。ブランドということを出しているんでしょうけれど。やっぱり農政水産部は、物を生産する立場です。ちゃんとブランドとして守っていかなければいけない立場ですから、取り引き企業相手は別じゃないかと思うんです。エー・ピーカンパニーだけというものよりも。しかも、一つの取引先が50%も持っているというのは、会社でいうと牛耳っているのと一緒だから、その辺も含めて、やっぱり生産県である宮崎県の農政水産部としてこの地頭鶏を育てていくということをちゃんと認識していただきたいと。過ぎたことは仕方ないですけど、今からつくり上げていかないといかん問題ですから。この件については結構です。

**○大久津畜産新生推進局長** 一部の委員から偽装という表現がございましたけれど、今回は、あくまでもその表示の問題で、偽装という形ではございませんので、そこを訂正させていただきたいと思います。

**○濱砂委員** もう一点、いいですか。主要農産物の種子法撤廃後の種子制度に関する要請書というのを御存じだと思んですけど、これは知事と議長宛てに要請は来ているみたいなんです。今回の農政宮崎でも、要請したというのが県内全域に出ているんです。JAグループ宮崎と、県農民連盟農業会議が、こういった条例制定を求める要請を県のほうに出されていると思うんですが、どういう状況になっているんでしょうか。

**○菓子野農産園芸課長** 現状としましては、要綱を制定して、従来どおりの体制を維持しているという状況がまず1点ございます。

その上で、今回いろいろ御不安だというよう

な声で、条例制定を求める声をいただいていますし、せんだっての質問でもございましたので、他県の事例等もいろいろ含めて調査をしながら、条例制定の必要性も含めて今後検討していくということとしております。

**○濱砂委員** やはり大事なところで、新潟、埼玉、兵庫は、同法の廃止後は、継続して条例を制定するという事になっているようですが、そこまでする必要があるかどうかというのは、専門家じゃないとわからないんですけど、ちゃんと取り組んでいる体制というのは、今あるわけですね。

**○菓子野農産園芸課長** 4月1日に法が廃止されたわけですけども、その前と後で何ら変わりのない生産体制は維持しているところでございます。

**○二見委員長** それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時6分休憩

---

午後3時11分再開

**○二見委員長** 委員会を再開いたします。

採決についてであります。委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、あした行うこととし、再開時刻を13時15分といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** そのように決定いたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見委員長** では、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後3時11分散会

平成30年6月21日(木曜日)

---

午後1時13分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	二見康之
副委員	長	野崎幸士
委員		濱砂守
委員		西村賢
委員		高橋透
委員		重松幸次郎
委員		来住一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主幹	木下節子
議事課主任主事	三倉潤也

---

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め御意見を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ないようですので、それでは、議案の採決を行います。議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第14号及び第15号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議なしと認めます。よって、

第1号議案外2件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

---

午後1時22分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。何か、御意見がありましたらお願いします。

○高橋委員 地頭鶏の不当表示の事案に絡んで、新聞にも出ましたが、西都のシイタケ、宮崎産シイタケに中国産シイタケを混ぜて販売していた。本県産のシイタケのブランドに傷をつけるといいますか、それも地頭鶏と同じような案件です。執行部の皆さんは大変でしょうけれど、生産者の立場をしっかりと踏まえて、宮崎県のブランドに傷がつかないように、しっかりと取り組んでほしい。このことをぜひ委員長報告に盛り込んでいただきたいと思えます。

○二見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、委員長報告につきましては、ただいま御意見いただいたことを参考にしながら、あとは正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、引き続き、閉会中の継続調査といたしたいと思えますが、御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時24分休憩

---

午後1時31分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

7月19日の閉会中の委員会につきましては、先ほど御意見をいただきましたので、その内容を踏まえ、委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査の調査先につきましては、正副委員長に御一任をいただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上で、委員会を終了いたします。

午後1時31分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 二 見 康 之